

直加入サービス契約約款
(提示約款)

平成 29 年 6 月 1 日版

アルテリア・ネットワークス株式会社

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章(平成七年条約第二号)、国際電気通信連合条約(平成七年条約第三号)、条約附属国際電気通信規則(平成二年六月郵政省告示第四百八号)、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約(昭和五十四年条約第五号)、電気通信事業法(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号、以下「事業法」といいます。)第19条第1項及び同法第20条第1項の規定の趣旨に基づき、この直加入サービス契約約款(料金表を含みます。以下「本約款」といいます。)を定め、本約款により直加入サービスを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、直加入サービスに附帯するサービス(以下「附帯サービス」といいます。)を、本約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 本約款においては、次の用語はそれぞれの次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
電気通信回線	利用者(電気通信事業者との間に電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している方をいいます。)が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
通話	おおむね 3kHzの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信
電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
電話サービス	電話網のみを使用して行う電気通信サービス
電話事業者	電話サービスを提供する事業者
直加入サービス取扱所	直加入サービスに関する業務を行う当社の事業所
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続(事業法第32条に基づく相互接続協定(電気通信設備の接続に関して締結する協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続をいいます)に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
当社契約回線	直加入契約に基づいて直加入サービス取扱所と直加入契約の申込みをする者が指定する場所との間に当社が設置する電気通信回線
扱所内契約回線	直加入契約に基づいて直加入サービス取扱所に設置される交換設備その他当社が必要により設置する電気通信設備とその直加入サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に当社が設置する電気通信回線

当社契約回線等	当社契約回線または取扱所内契約回線
直加入サービス	当社契約回線等または他社接続回線を使用して行う当社が提供する電気通信サービス
直加入契約	直加入サービスの提供を受けるための契約
直加入契約者	当社と直加入契約を締結している者
IP網	インターネットプロトコルにより符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備
総合デジタル通信網	主として 64kb/sの伝送速度により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備
PRIポート	端末接続装置または配線盤等の一部であって直加入契約者が設置する自営端末設備との接続部が 23 のBチャンネル（64Kb/sで信号を送ることが可能なチャンネルを言います。）及び 1 のDチャンネル（64Kb/sで主として制御信号を送ることが可能なチャンネルを言います。）を有するもの
アナログポート	端末接続装置の一部であって直加入契約者が設置する自営端末設備との接続部が 2 線式インタフェースのもの
イーサネットポート	イーサネットに接続しデータの入出力を行うための接続口
契約者回線等	(1) 当社契約回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
ドメイン名	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称
ドメイン	ひとつのドメイン名によって示される範囲
端末接続装置	当社契約回線の終端の場所に当社契約回線の一部として当社が設置する端末装置
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
自営端末設備	電気通信事業者以外の者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
他社接続回線	相互接続点においてIP接続サービスまたは第 1 種、第 2 種若しくは第 3 種IP通信サービスに係るIP接続に係る電気通信設備と接続する電気通信回線であって、協定事業者が設置するもの
携帯・自動車電話設備	協定事業者により設置される電気通信設備であって、電気通信番号規則（平成九年十一月十七日郵政省令第八十二号）第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備
PHS設備	協定事業者により設置される電気通信設備であって、電気通信番号規則（平成九年十一月十七日郵政省令第八十二号）第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備
IP電話設備	協定事業者により設置される電気通信設備であって、電気通信番号規則（平成九年十一月十七日郵政省令第八十二号）第 10 条第 2 号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備
固定端末設備	協定事業者により設置される電気通信設備であって、電気通信番号規則（平成九年十一月十七日郵政省令第八十二号）第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備
公衆電話設備	協定事業者が街頭その他の場所に設置する電話機等
相互接続利用契約	他社接続回線に係る協定事業者が提供するインターネット接続サービスを利用するための契約

他社契約回線	協定事業者により設置される電気通信設備であって着払電話機能に係る通信の発信を可能とするもの
技術基準等	端末設備等規則（昭和六十年四月一日郵政省令第三十一号）で定める技術基準及び端末設備等の技術的条件
消費税相当額	消費税法（昭和六十三年十二月三十日法律第八号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（サービス提供区域）

第4条 直加入サービスは別記1に定める区域において提供します。

第2章 直加入契約

（直加入契約の種類等）

第5条 直加入サービスには、次の種類があります。

直加入サービスの種類	内容
(1) IP電話サービス	当社契約回線並びにIP網及び電話網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、主として通話の用に供するもの
(2) IP接続サービス	当社契約回線及びIP網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、主としてデータ通信の用に供するもの
(3) 第1種IP通信サービス	1の当社契約回線並びにIP網及び電話網を使用して(1)欄に規定するIP電話サービス及び(2)欄に規定するIP接続サービスの内容と同等のサービス（以下「第1種IP通信サービスに係るIP電話」及び「第1種IP通信サービスに係るIP接続」といいます。）の利用を可能とするものであって端末接続装置がPRIポートを有するもの
(4) 第2種IP通信サービス	1の当社契約回線並びにIP網及び電話網を使用して(1)欄に規定するIP電話サービス及び(2)欄に規定するIP接続サービスの内容と同等のサービス（以下「第2種IP通信サービスに係るIP電話」及び「第2種IP通信サービスに係るIP接続」といいます。）の利用を可能とするものであって端末接続装置がアナログポートを有するもの
(5) 総合デジタル通信サービス	取扱所内契約回線及び総合デジタル通信網を使用して当社が提供する電気通信サービス
(6) 第3種IP通信サービス	1の当社契約回線並びにIP網及び電話網を使用して(1)欄に規定するIP電話サービス及び(2)欄に規定するIP接続サービスの内容と同等のサービス（以下「第3種IP通信サービスに係るIP電話」及び「第3種IP通信サービスに係るIP接続」といいます。）の利用を可能とするものであって端末接続装置がイーサネットポートを有するもの
(7) 第4種IP通信サービス	他社接続回線並びにIP網及び電話網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、主として通話の用に供するもの

（直加入サービスの品目）

第6条 直加入サービスのうち、IP接続サービス並びに第1種及び第2種IP通信サービスには、料金表第1表第1（定額利用料）に規定する品目があります。

（契約の単位）

第7条 当社は、当社契約回線等または他社接続回線1回線ごとに1の直加入契約を締結します。この場合、直加入契約者は、1の直加入契約につき1人に限ります。

（当社契約回線等の終端）

第8条 当社契約回線等の終端は次のとおりとします。

(1) 当社契約回線

当社は、直加入契約者が指定した場所内の建物または工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて堅固に施設できる地点に端末接続装置を設置し、これを当社契約回線の終端とします。

(2) 取扱所内契約回線

当社は、直加入サービス取扱所内の当社が指定する場所において、堅固に施設できる地点に配線盤等を設置し、これを取扱所内契約回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、直加入契約者と協議します。

(注) 第1種IP通信サービスの端末接続装置は、当社契約回線のうち、第1種IP通信サービスに係るIP電話及び第1種通信サービスに係るIP接続の終端となる場所にそれぞれ設置するものとします。

（収容区域）

第9条 当社は、当社契約回線等について次のとおり収容します。

(1) 当社契約回線

料金表第1表第1（定額利用料）に定めるところにより収容区域を設定し収容します。

(2) 取扱所内契約回線

直加入サービス取扱所内に収容します。

（契約申込の方法）

第10条 直加入契約の申込みをしようとするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を直加入サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 直加入サービスの種類等（直加入サービスの種類及びIP接続サービス並びに第1種及び第2種通信サービスの品目をいいます。以下同じとします。）

(2) 当社契約回線等の終端の設置場所

(3) その他契約申込の内容を特定するために必要な事項

（契約申込の承諾）

第11条 当社は、直加入契約の申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その直加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 当社契約回線等を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) 直加入契約の申込みをした者が、直加入サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(3) 直加入契約の申込みをした者が、第26条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、直加入サービスの利用を停止されている、または解除を受けたことがあるとき。

- (4) 直加入契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (5) 第 54 条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - (7) 直加入加入契約の申込みをした者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団またはこれらに準ずる反社会的な集団または個人（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、当社は本サービスに必要な電気通信設備に余裕がない場合には、直加入契約の申込みの承諾を延長することがあります。

（電話番号の付与）

- 第12条** 当社は、1 の直加入契約（IP接続サービスを除きます。以下本条において同じとします。）ごとに 1 の電話番号を付与します。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電話番号を変更することがあります。
 - 3 前項の規定により電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを直加入契約者に通知します。
 - 4 第 14 条（サービスの種類等の変更）の規定により、直加入サービスの種類の変更を行った場合は、第 1 項の規定により当社が付与した電話番号の取扱いは次のとおりとします。
 - (1) 変更後の直加入サービスの種類がIP接続サービスとなる場合
その電話番号を当社に返還していただきます。
 - (2) (1)以外の場合
 - ① そのサービスの種類の変更がIP電話サービスと第 1 種IP通信サービスとの間におけるものであるとき。
変更後の直加入サービスにおいて変更前の電話番号をご使用いただきます。
 - ② ①以外の場合
その電話番号を当社に返還していただき、新たに変更後の直加入サービスに係る電話番号を付与します。
- (注) 当社は、本条の規定によるほか、第 50 条（修理または復旧の順位）の規定による場合は、電話番号を変更することがあります。

（請求による電話番号の変更）

- 第13条** 直加入契約者は、迷惑電話（悪戯、嫌がらせその他これに類する通信であって、現に使用している電話番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。）を防止するため、その他の特別な事情により、電話番号を変更しようとするときは、直加入サービス取扱所に対し、当社所定の書面により、その変更の請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

（サービスの種類等の変更）

- 第14条** 当社は、直加入契約者から申込みがあったときは、直加入サービスの種類等の変更を行います。
- 2 前項において直加入サービスの種類等の変更に係る取扱いは次のとおりとします。
 - (1) 直加入サービスの種類の変更
 - ① 前項の申込みがあったときは、当社は、第 11 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取扱

います。

- ② サービスの種類の変更ができるのは第 5 条に規定する(1)から(4)までのサービスの間のみとします。

(2) 品目の変更

- (ア) 直加入契約者は、品目の変更をするときは、変更使用とする日の 10 日前までに直加入サービス取扱所に書面による申込みをしていただきます。
- (イ) 1 の直加入契約において、同一の品目における直加入サービスの利用期間が 1 ヶ月を経過しなければ他の品目に変更することはできません。

(提供開始日および最低利用期間)

第15条 直加入サービスの提供開始日は、直加入サービスの提供を当社が確認した日とします。

2 直加入契約者には、料金表第 1 表第 1 (定額利用料) に定めるところにより最低利用期間があります。最低利用期間は、サービス提供開始日から起算して 1 年とします。但し第 3 種 IP 通信サービス及び第 4 種 IP 通信サービスについては、本条に基づく最低利用期間の適用はないものとします。

3 直加入契約者は、前項の最低利用期間内に直加入契約の解除があった場合は、当社が定める支払期日までに料金表に定める額を違約金として支払っていただきます。

(利用の一時中断)

第16条 当社は、直加入契約者から請求があったときは、当社契約回線等に係る当社の電気通信回線設備について利用の一時中断（その当社契約回線等を他に転用することなく、直加入契約者が指定する期間について一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）の工事を行います。但し第 3 種 IP 通信サービス及び第 4 種 IP 通信サービスについては適用しないものとします。

2 前項において、直加入契約者は、一時中断しようとする日の 10 日前までに、書面によりその旨を当社に通知してください。

(権利の譲渡)

第17条 直加入契約に基づいて当社から直加入サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第18条 直加入契約者は、直加入契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の 1 ヶ月前までに、当社所定の書面によりその旨を直加入サービス取扱所に通知してください。

(当社が行う契約の解除)

第19条 当社は、第 26 条（利用停止）第 1 項の規定により利用停止した場合において、直加入契約者がなお同条第 1 項各号に該当する場合は、直加入契約を解除することがあります。

2 当社は、直加入契約者が第 26 条（利用停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合に、その行為が直加入サービスに係る業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないで直ちにその直加入契約を解除することがあります。

3 当社は、直加入契約者について、破産、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、その直加入契約を解除することがあります。

4 当社は、直加入契約者が以下の事由に該当した場合、その加入契約を解除することができます。

- (1) 直加入契約者が、暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判明した場合。

- (2) 直加入契約者自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合。
 - (3) 直加入契約者自ら、または第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。
 - (4) 直加入契約者自ら、または第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (5) 直加入契約者自ら、または第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。
- 5 当社は、前3項の規定により直加入契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を直加入契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第20条 直加入契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第3章 付加機能の提供

(付加機能の提供)

第21条 当社は、直加入契約者から請求があったときは、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。

- 2 前項の請求があったときは、当社が第11条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の利用の一時中断)

第22条 当社は、直加入契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社が第11条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。但し、第3種IP通信サービス及び第4種IP通信サービスについては適用しないものとします。

(付加機能の解除)

第23条 直加入契約者は付加機能の利用を解除しようとするときは、付加機能の利用を解除しようとする日の1ヶ月前までに、当社所定の書面によりその旨を直加入サービス取扱所に通知していただきます。

第4章 回線相互接続

(当社または他社の電気通信回線の接続)

第24条 直加入契約者は、その当社契約回線等の終端(相互接続点におけるものを除きます。)においてまたは終端に接続されている電気通信設備を介して、その当社契約回線等と当社または当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を直加入サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、

その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

- 3 直加入契約者は、その接続について、第1項の規定により当社に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面により、その変更の請求をしていただきます。この場合の取扱いは、前項の規定を準用します。
- 4 直加入契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に通知していただきます。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第25条 当社は、次の場合には、直加入サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき（相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます）。
 - (2) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、または輻輳するおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第34条（重要通信の取扱い）の規定により、当社契約回線等の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により直加入サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを直加入契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第26条 当社は、直加入契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内の期間（本約款の規定により、支払いを要することとなったその直加入サービスに係る料金、工事に関する費用、割増金またはその他の債務が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その直加入契約に係る直加入サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が請求書において指定する期日（以下「支払期日」といいます。）を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 直加入契約者がその者の他の直加入サービスまたは電話サービス契約約款に定める電話サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 当社契約回線等に自営端末設備、自営電気通信設備または当社若しくは当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (4) 当社契約回線等に接続されている自営端末設備設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合に別記5及び7に規定する検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をその当社契約回線等から取りはずさなかったとき。
 - (5) 第54条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (6) 前各号のほか、本約款の規定に違反する行為であって、直加入サービスに係る業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により直加入契約に係る直加入サービスの利用を停止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を直加入契約者に通知します。ただし、本条第1項第5号により、直加入サービスの利用停止を行うとき（第54条（契約者の義務）第1項第4号の規定の違反により、直加入サービスの利用停止を行うときに限ります。）であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(接続休止)

第27条 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、若しくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止があった場合は、その協定事業者の電気通信設備に係る他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

2 前項の場合に、直加入契約者が他社相互接続通信を全く利用することができなくなったときは、当社は直加入サービスの接続休止（当社の電気通信設備に係る通信と他社相互接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。ただし、その直加入サービスについて、直加入契約者から直加入契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

3 当社は、前項の規定により直加入サービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを直加入契約者に通知します。

第6章 通信の取扱い

(通信の種類)

第28条 IP電話サービス、第1種及び第2種通信サービスに係るIP電話並びに総合デジタル通信サービスに係る通信の種類は、料金表A第1表第2（通信料金）に定めるところによります。また、第3種通信サービスに係る通信の種類は料金表B第1表第2（通信料金）、第4種通信サービスに係る通信の種類は料金表C第1表第2（通信料金）に定めるところによります。

(相互接続通信)

第29条 相互接続通信（相互接続協定に基づき行う電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）は、当社が相互接続協定に基づき定めた通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社が相互接続協定により定めた地域に限ります。

(利用の制限)

第30条 当社は、直加入契約者がIP電話サービス、総合デジタル通信サービスまたは第1種、第2種、第3種若しくは第4種通信サービスに係るIP電話の当社契約回線等において、その当社契約回線等を保留したまま放置し、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させるおそれがあるときは、その当社契約回線等に係る直加入サービスの利用の制限を行うことがあります。

2 前項の規定により利用の制限を行うときは、当社は、その直加入契約者にあらかじめその旨を通知します。

(通話以外の通信の取扱い)

第31条 IP電話サービス、第1種、第2種、第3種若しくは第4種IP通信サービスに係るIP電話または総合デジタル通信サービスを利用して行う通話以外の通信（総合デジタル通信サービスにあつては、64kb/sの伝送速度により符号、音響または映像を伝送交換することとなる通信を除きます。）は、これを通話とみなして取り扱います。

(取扱地域)

第32条 国際通信の取扱地域は料金表A第1表第2-3（国際通信の取扱地域）、料金表B第1表第2-3（国際通信の取扱地域）若しくは料金表C第1表第2-3（国際通信の取扱地域）に定めるところとします。

(国際通信の取扱い)

第33条 国際通信の取扱いについては、次に示す通信制限を実施します。

- (1) 料金表A第1表第2-3(国際通信の取扱地域)、料金表B第1表第2-3(国際通信の取扱地域)若しくは料金表C第1表第2-3(国際通信の取扱地域)に定める国への通信は、予め同項に定める内容にて付加機能「国際接続規制」を適用し、通信を制限、または中止します。ただし、直加入契約者から同項適用の解除の申込みを受けた場合は、この限りではありません。
- (2) 直加入契約者の国際通信利用において通信に関する料金の著しい増加が想定される事態を発生したとき、国際通信の全部または一部の利用を制限または中止することがあります。
- (3) 国際通信が第三者によって不正に利用されていると判断した場合、国際通信の全部または一部の利用を制限または中止することがあります。
- (4) 国際通信の取扱いについて、外国の法令および外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(重要通信の取扱い)

第34条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保または秩序の維持のため必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている当社契約回線等（当社がそれらの機関との協議により定めらものに限りません。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記8に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したときはまたはその通信を発信した者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(通信時間等の制限)

第35条 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

(国際通信の利用制限)

第36条 直加入契約者は、コールバックサービス（当社契約回線等から発信する直加入サービスに

係る国際通信を外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、次の方式のものを利用し、または他人に利用させる態様で国際通信を行ってはなりません。

区 別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して通信の請求が行われ、直加入契約者がコールバックの利用を行う場合のみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式

(通信時間の測定等)

第37条 通信時間の測定等については、料金表A第1表第2(通信料金)、料金表B第1表第2(通信料金)若しくは料金表C第1表第2(通信料金)に定めるところによります。

(発信電話番号通知)

第38条 直加入サービスを利用して当社契約回線等から発信する通話については、その当社契約回線等の電話番号を着信先の電気通信設備へ通知します。ただし、次の通話については、この限りではありません。

- (1) 通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話
- (2) 発信電話番号非通知機能の提供を受けている当社契約回線等から行う通話(当社が別に定める方法により行う通話を除きます。)
- (3) その他当社が別に定める通話

2 当社は、電話番号を着信先の契約者回線等へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害については、本約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負いません。

(注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通話は、通話の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通話とします。

(注2) 本条第1項第3号に規定する当社が別に定める通話は当社が別に定める相互接続通信とします。

(注3) 直加入契約者は、本条の規定等による通知を受けた電話番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

第7章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第39条 直加入サービスの料金は、料金表A第1表(直加入サービスの料金)、料金表B第1表(直加入サービスの料金)若しくは料金表C第1表(直加入サービスの料金)に規定する定額利用料、通信料金及び手続きに関する料金とします。

2 工事に関する費用は、配線工事費、機器設置工事費及び着払電話設定工事費とし、料金表A第2表(工事に関する費用)または料金表B第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する定額利用料は、直加入サービスの態様に応じて、回線使用料、PRI設備使用料、IP電話設備使用料、IP接続料、屋内配線使用料、基本サービス使用料、追加サービ

ス使用料及び付加機能使用料を合算したものとします。

- 3 当社は状況に応じて特定の契約者と個別の料金設定を行うことがあります。

(定額利用料の支払義務)

第40条 直加入契約者は、その直加入契約の内容に基づいて当社が直加入サービスの提供を開始した日から起算して直加入契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表に規定する定額利用料の支払いを要します。また、付加機能については、付加機能の提供開始日から起算して、解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）につき、付加機能使用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により直加入サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、直加入契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要しません。
- (2) 利用停止があったときは、直加入契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、直加入契約者は、次の場合を除き、直加入サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 直加入契約者の責めによらない事由により、その直加入サービスを全く利用できない状態（その直加入契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその直加入サービスについての料金（ただし、第1種、第2種、第3種若しくは第4種IP通信サービスについては、その直加入サービスに係る全ての通信を行えなかった場合を除いて定額利用料のうち回線使用料の支払いを要します。）
2 当社の故意または重大な過失によりその直加入サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその直加入サービスの料金

備考)

この表の左欄において、直加入サービスを全く利用できない状態とは、第1種IP通信サービスにあつては、第1種IP通信サービスに係るIP電話及びIP接続について、第2種IP通信サービスにあつては、第2種IP通信サービスに係るIP電話及びIP接続について、第3種IP通信サービスにあつては、第3種IP通信サービスに係るIP電話及びIP接続についてどちらか一方を全く利用できない状態並びに両方を全く利用できない状態をいいます。

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還しません。

(通信料金の支払義務)

第41条 IP電話サービス、総合デジタル通信サービスまたは第1種、第2種、第3種若しくは第4種IP通信サービスに係るIP電話（本条において、以下「IP電話サービス」といいます。）に係る直加入契約者は、次の通信について、当社が測定した通信時間と料金表A第1表第2（通信料金）、料金表B第1表第2（通信料金）若しくは料金表C第1表第2（通信料金）の規定に基づいて算定

した通信料金を支払っていただきます。ただし、付加機能を利用して行った通信料金について、料金表に別段の定めがある場合はその定めるところによります。

区 別	支払を要する者
当社契約回線等または他社接続回線から行ったIP電話サービスに係る通信（その当社契約回線等の直加入契約者以外の者が行った通信を含みます。）	その当社契約回線等または他社接続回線の直加入契約者

- 2 相互接続通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第47条（相互接続通信の料金の取扱い等）に規定するところによります。
- 3 直加入契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額を支払っていただきます。この場合において、特別の事情があるときは、直加入契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第42条 直加入契約者は、直加入サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、当社が料金表A第1表第3（手続きに関する料金）または料金表B第1表第3（手続きに関する料金）の支払を要します。

（工事に関する費用の支払義務）

第43条 直加入契約の申込みまたは直加入サービスに係る工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、当社契約回線等に係る直加入契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事に関する費用が支払われているときは、当社は、その工事に関する費用を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、直加入契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において負担を要する費用の額は、その費用に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の計算方法）

第44条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第45条 直加入契約者は、直加入サービスの料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金については、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払わなければなりません。

（延滞利息）

第46条 直加入契約者は、直加入サービスに係る料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下本条において同じとします。）について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日からその支払の日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合で計算して得た額を延滞利息として支払わなければなりません。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内

に支払があったときは、この限りではありません。

(相互接続通信の料金の取扱い等)

第47条 直加入契約者は、相互接続協定に基づき当社または協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、相互接続通信に関する料金を支払っていただきます。

- 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定またはその請求については、当社または協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき別記14から16に定めるところによります。
- 3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、その協定事業者が、その契約約款及び料金表に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承認します。

第8章 保守

(契約者の維持責任)

第48条 直加入契約者は、その当社契約回線等に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第49条 直加入契約者は、直加入サービスの利用中において異常を発見したときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、直加入契約者から請求があった場合には、当社は、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を直加入契約者にお知らせします。
- 3 当社は、当社が設置する電気通信設備に障害が生じ、または、その設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、または復旧します。
- 4 当社は、第2項の試験により当社契約回線等に故障がないと判定した場合において、直加入契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、直加入契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理または復旧の順位)

第50条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第34条（重要通信の取扱い）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの

	輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記8に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

（修理または復旧の場合の暫定措置）

第51条 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、故障または滅失した当社契約回線等について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第9章 損害賠償等

（責任の制限等）

第52条 当社は、直加入サービスを提供すべき場合において、当社または協定事業者の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったとき（その提供を行わなかったことの原因が、本邦の相互接続点より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、直加入契約者が直加入サービスを全く利用できない状態（その直加入契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その直加入契約者に損害を賠償します。ただし、協定事業者が、その協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、直加入サービスを全く利用できない状態とは、第1種IP通信サービスにあっては、第1種IP通信サービスに係るIP電話及びIP接続について、第2種IP通信サービスにあっては、第2種IP通信サービスに係るIP電話及びIP接続について、第3種IP通信サービスにあっては、第3種IP通信サービスに係るIP電話及びIP接続について、どちらか一方を全く利用できない状態並びに両方を全く利用できない状態をいいます。

3 第1項の場合において、当社は、直加入サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその直加入サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表A第1表第1（定額利用料）、料金表B第1表第1（定額利用料）若しくは料金表C第1表第1（定額利用料）に規定するその直加入契約者に係る直加入サービスの定額利用料（ただし、第1種、第2種及び第3種IP通信サービスについては、その直加入サービスに係る全ての通信を行えなかった場合を除いて定額利用料のうち回線使用料は含まれません。）

(2) 料金表A第1表第2、料金表B第1表第2若しくは料金表C第1表第2に規定する料金（その直加入サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する暦月（1の暦月の起算日（当社が直加入契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日までの前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6ヶ月の料金が発生した月の1

日あたりの平均の通信に関する料金（前 6 ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

- 4 第 1 項の場合を除き、当社は直加入サービスの提供にあたって、直加入サービスを利用する方に与えた損害について賠償の責任を負いません。
- 5 前 4 項の規定にかかわらず、第 1 項の場合において、当社の故意または重大な過失により直加入サービスの提供を行わなかったときは、この限りではありません

（免責）

- 第53条** 当社は、当社契約回線等に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあって、直加入契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、本約款の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件の規定の変更により、現に当社契約回線等に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

（契約者の義務）

- 第54条** 直加入契約者は、直加入サービスの利用において次の事項を守らなければなりません。
- (1) 善良な管理者の注意をもって当社が設置する電気通信設備を保管すること。
 - (2) 天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、当社が設置する電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、または分解しないこと。
 - (3) 当社が承諾したときまたは天災その他の災害に対して保護する必要があるときを除き、当社が設置する電気通信設備に線条を連絡し、または他の機械を取り付けないこと。
 - (4) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (5) 違法にまたは公序良俗に反する態様で、直加入サービスを利用しないこと。
 - (6) 前各号のほか直加入サービスに係る当社の業務に妨害を与える行為をしないこと。
- 2 直加入契約者は、前項の規定の適用については、当社が設置する電気通信設備の利用、管理について、善良な管理者の注意を怠った場合、直加入契約者以外の方の行為についても当社に対して責任を負わなければなりません。
 - 3 直加入契約者は、前 2 項の規定に違反して、その電気通信設備を亡失または毀損したときは、その補充、修理その他の工事に要する費用を負担しなければなりません。

（承諾の限界）

- 第55条** 当社は、直加入契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが、技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等直加入サービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（契約者からの当社契約回線等の設置場所の提供等）

- 第56条** 直加入契約者からの当社契約回線等の設置場所の提供等については、別記 10 に定めると

ころによります。

(相互接続に係る通信)

第57条 直加入契約を契約を締結したときは、IP接続サービスまたは第1種、第2種若しくは第3種IP通信サービスに係る直加入契約者は、当社が相互接続協定を締結している別記15に定める協定事業者とその協定事業者が定める契約約款及び料金表の規定に基づき相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その直加入契約者が、当該協定事業者と相互接続利用契約により生じることとなる債権を有した場合、当社の判断により、これを譲り受けたものとして、当該債権を当該協定事業者に対して直接請求することを承認していただきます。

- 2 直加入契約の解除があった場合は、その解除があった時に、相互接続利用契約についても解除があったものとなります。
- 3 当社は、相互接続点において別記15に定める協定事業者の電気通信設備との接続を行う場合に、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

(契約者の氏名等の通知)

第58条 当社は、協定事業者から請求があったときは、直加入契約者（その協定事業者と相互接続通信に係る契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所及び電話番号をその協定事業者に通知することがあります。

- 2 当社は、当社契約回線等から相互接続通信または国際通信を行う場合にその当社契約回線等の電話番号をその相互接続通信に係る協定事業者に通知します。

(電話帳)

第59条 当社は、直加入契約者から請求があったときは、別記21から23に定めるところにより、当社が付与した電話番号を電話帳（別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします）に掲載します（第4種IP通信サービスに係る番号を除きます）。

(電話番号案内)

第60条 当社は、直加入契約者から請求があったときは、当社が付与した電話番号について、別に定める協定事業者の契約約款に定める電話番号案内において案内を行います（第4種IP通信サービスに係る番号を除きます）。

(直加入サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第61条 直加入サービスにおける基本的な技術的事項は別表のとおりとします。

- 2 当社は、当社が指定する場所において直加入サービスを利用するうえで参考となる別記11に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第62条 直加入サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第63条 本約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第11章 雑則

(附帯サービス)

第64条 直加入サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 18 から 19 に定めるところによります。

別表 基本的な技術的事項

(1) IP電話サービスに係るもの

物理的条件	相互接続回路
2線式インタフェース	TTC標準JT-G961 準拠
8ピンコネクタ (ISO標準IS8877 準拠)	ITU-T G.703 準拠

(2) IP接続サービスに係るもの

インタフェース種別	物理的条件	相互接続回路
10BASE-T	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
100BASE-TX	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877 準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠

(3) 第1種IP通信サービスに係るもの

①IP電話に係るもの

物理的条件	相互接続回路
8ピンコネクタ (ISO標準IS8877 準拠)	ITU-T G.703 準拠

②IP接続に係るもの

インタフェース種別	物理的条件	相互接続回路
10BASE-T	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
100BASE-TX	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877 準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠

(4) 第2種IP通信サービスに係るもの

①IP電話に係るもの

物理的条件	相互接続回路
2線式インタフェース	TTC標準JT-G961 準拠

②IP接続に係るもの

インタフェース種別	物理的条件	相互接続回路
10BASE-T	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
100BASE-TX	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877 準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠

(5) 総合デジタル通信サービスに係るもの

物理的条件	相互接続回路
8ピンコネクタ (ISO標準IS10173 準拠)	TTC標準JT-I431 準拠

(6) 第3種IP通信サービスに係るもの

インタフェース種別	物理的条件	相互接続回路
10BASE-T	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
100BASE-TX	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877 準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠

(7) 第4種IP通信サービスに係るもの

物理的条件	相互接続回路
2線式インタフェース	TTC標準JT-G961 準拠
8ピンコネクタ (ISO標準IS8877 準拠)	ITU-T G.703 準拠

別記

1 サービス提供区域

(1) 直加入サービスは次に掲げる区域において提供します。

北海道の一部、宮城県の一部、東京都の一部、神奈川県の一部、千葉県の一部、埼玉県の一部、愛知県の一部、大阪府の一部、京都府の一部、兵庫県の一部、広島県の一部、福岡市の一部
本約款第5条(5)に規定する総合デジタル通信サービスにおいては、 東京都の一部、神奈川県の一部、千葉県の一部

(2) 直加入サービスは、当社契約回線等相互間及び当社契約回線等の終端と相互接続点との間において提供します。

2 直加入契約者の地位の承継

- (1) 直加入契約者について相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、直加入契約者の地位を承継します。
- (2) 前項の規定により直加入契約者の地位を承継した方は、速やかに直加入契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出てください。
- (3) (1)の場合において、相続により直加入契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうち1人を代表者と定め、前項の手続きをとってください。代表者を変更するときも同様とします。
- (4) (3)の規定による代表者の届出がないときは、当社が代表者を指定します。

3 直加入契約者の氏名等の変更

- (1) 直加入契約者は、その氏名若しくは商号または住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに書面によりそのことを当社に届け出てください。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 自営端末設備の接続

- (1) 直加入契約者は、その当社契約回線等の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その当社契約回線等に自営端末設備を接続しようとするときは、その接続を当社に請求していただきます。この場合において端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関または事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、または技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は(2)の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、検査を行う当社の従業員等は、所定の証明書を提示します。
- (5) 直加入契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地

に監督させる必要があります。ただし、同規則第3条で定める場合はこの限りではありません。

- (6) 直加入契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 直加入契約者が、その当社契約回線等に接続されている自営端末設備をとりはずしたときは、当社に通知していただきます。

5 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、当社契約回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他当社の提供する電気通信サービスの提供に支障がある場合において必要があるときは、直加入契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を求めることがあります。この場合、直加入契約者は、正当な事由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、その検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の従業員等は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、その自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、直加入契約者は、その自営端末設備を当社契約回線等から取りはずしていただきます。

6 自営電気通信設備の接続

- (1) 直加入契約者は、その当社契約回線等の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して自営電気通信設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その自営電気通信設備の接続が、技術基準等に適合しないとき。
 - イ その自営電気通信設備を接続することにより当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、当社が総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の従業員等は、所定の証明書を提示します。
- (5) 直加入契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させる必要があります。ただし、同規則第3条で定める場合はこの限りではありません。
- (6) 直加入契約者が、自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 直加入契約者は、その当社契約回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

当社契約回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他当社の提供する電気通信サービスの提供に支障がある場合の検査については、別記5（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

8 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者。
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

9 当社の維持責任

当社は、当社が設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 直加入契約者からの当社契約回線等の設置場所の提供等

- (1) 当社契約回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社が当社契約回線等を設置するために必要な場所は、その直加入契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が直加入契約に基づき提供する当社契約回線等その他の電気通信設備に必要な電気は、直加入契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 直加入契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

11 技術資料の項目

- (1) 電気通信回線設備と端末設備の分界点
- (2) 物理的条件
- (3) 電気的条件
- (4) 論理的条件
- (5) 基本的な通信形態

12 契約者名の公開

IP接続サービス並びに第1種、第2種及び第3種IP通信サービスに係る直加入契約者は、直加入契約の申込みを行い、その承諾を受けたときは、その氏名等が当社のディレクトリに登録され、公開されることに同意したものとみなされます。

13 管轄裁判所

本約款に関する訴訟については、その債権額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

14 相互接続通信の料金の取扱い

- (1) 別記16（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信の料金は、当社及び協定事業者のサービスの提供区間を合わせて別記16に規定する料金設定事業者がその契約約款及び料金表において定めるものとし、料金の請求等料金に関する

るその他の取扱いについては、別記 16 に定めるところによります。

ただし、当社または協定事業者の付加機能等を利用して行った相互接続通信について、料金表A第1表第1（定額利用料）、同表第2（通信料金）、料金表B第1表第1（定額利用料）、同表第2（通信料金）、料金表C第1表第1（定額利用料）、同表第2（通信料金）または協定事業者の契約約款及び料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (2) (1)に規定する料金設定事業者が、その契約約款及び料金表に定めるところに従ってその相互接続通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

15 相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1. 端末系事業者	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号または同第10条第2号に規定する音声伝送役務を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2. 中継事業者	電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
3. 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
4. PHS事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

16 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態		料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	
1	発信側の電気通信設備 ：当社契約回線等または他社接続回線	(1)(2)以外の場合	当社	同左	その通信の発信に係る当社契約回線等または他社接続回線の直加入契約者	本約款の定めるところによります。
	着信側の電気通信設備 ：端末系事業者（当社契約回線等を含みます。）に係る電気通信設備	(2)電気通信番号規則第10条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用 ① ② 以外の場合	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた事業者の契約約款及び料金表に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

		して通 信を行 った場 合	② エ ヌ・テ ィ・テ ィ・コ ミュニ ケーシ ョンズ 株式会 社に係 る電気 通信番 号 (0570 又は 0180に 限りま す)を 使用し て通話 を行っ た場合	エヌ・テ ィ・ティ・ コミュニ ケーショ ンズ株式 会社	当社	その通話の発 信に係る契約 者回線等の直 加入契約者	本約款の定 めるところ によります。
				エヌ・テ ィ・ティ・ コミュニ ケーショ ンズ株式 会社	同左	エヌ・ティ・ ティ・コ ミュニ ケーショ ンズ株式 会社の契 約約款に 定める者	エヌ・ティ・ ティ・コ ミュニ ケーショ ンズ株式 会社の契 約約款等 に定め るところに よります。
2	発信側の電気通信設備 ：当社契約回線等または他社接続 回線 着信側の電気通信設備 ：携帯・自動車電話事業者に係る 電気通信設備			当社	同左	その通信の発 信に係る当社 契約回線等ま たは他社接続 回線の直加入 契約者	本約款の定 めるところ によります。
3	発信側の電気通信設備 ：当社契約者回線等または他社接 続回線 着信側の電気通信設備 ：PHS事業者に係る電気通信設備			当社	同左	その通信の発 信に係る当社 契約回線等ま たは他社接続 回線の直加入 契約者	本約款の定 めるところ によります。
4	発信側の電気 通信設備 ：端末系事 業者に係 る電気通 信設備	(1) (2) 以外 の場合		端末系事 業者	同左	その端末系事 業者の契約約 款及び料金表 に規定する者	その端末系 事業者の契 約約款及び 料金表に定 めるところ によります。
	着信側の電気 通信設備 ：当社契約回 線等または 他社接続回 線	(2) 電気通信番号 規則第10条第3号 に規定する電気通 信番号を使用して 通信を行った場合		当社	同左	その通信の着 信に係る当社 契約回線等の 直加入契約者	本約款の定 めるところ によります。

5	発信側の電気通信設備 ：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備	(1) (2) 以外の場合	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款及び料金表に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
	着信側の電気通信設備 ：当社契約回線等または他社接続回線	(2) 電気通信番号規則第10条第3号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る当社契約回線等の直加入契約者	本約款の定めるところによります。
6	発信側の電気通信設備 ：PHS事業者に係る電気通信設備	(1) (2) 以外の場合	PHS事業者	同左	そのPHS事業者の契約約款及び料金表に規定する者	そのPHS事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
	着信側の電気通信設備 ：当社契約回線等または他社接続回線	(2) 電気通信番号規則第10条第3号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る当社契約回線等の直加入契約者	本約款の定めるところによります。

17 IP接続サービス並びに第1種、第2種及び第3種IP通信サービスにおける禁止事項

直加入契約者は、IP接続サービス並びに第1種、第2種及び第3種IP通信サービスに係るIP接続（以下この項において「本サービス」といいます。）の利用にあたり、以下の行為を行わないものとする。

- (1) 当社、他の契約者もしくは第三者の知的財産所有権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。（著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含みます。）
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為またはまたは侵害する恐れのある行為。
- (3) 他人を誹謗中傷し、またはその名誉若しくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺、業務妨害等の販売行為またはこれを誘発若しくは扇動する行為。
- (5) 賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用し、または犯罪を助長もしくは誘発するおそれのある情報を送信または表示する行為。
- (6) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- (7) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）に違反する行為。
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (9) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年六月十三日法律第八十三号）に基づく、当該事業の提供者に対する規制および当該事業

- を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。
- (10) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年六月十三日法律第八十三号）に基づく、当該事業の提供者に対する規制および当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。
 - (11) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為。
 - (12) 他人になりすまして本サービスを利用する行為。（偽装をするためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
 - (13) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
 - (14) 公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号）に違反する行為。
 - (15) 他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メールまたは他人が嫌悪感を抱くまたはそのおそれのある電子メールを送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
 - (16) 他人の電子メールの受信を妨害する行為。
 - (17) 連鎖的な電子メールの転送を依頼または依頼に応じて転送する行為。
 - (18) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年四月十七日法律第二十六号）に違反する行為。
 - (19) 他社の設備または当社通信設備（当社が各種インターネットサービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様とします。）に無権限でアクセスし、もしくは大量のメールまたはメッセージ送信等により、その利用もしくは運営に支障を与える行為。（与えるおそれのある行為を含みます。）
 - (20) 他社の設備または当社通信設備のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為。
 - (21) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシング詐欺およびこれに類する手段を含みます。）により他者の個人情報を取得する行為。
 - (22) 特定商取引に関する法律（昭和五十一年六月四日法律第五十七号）に基づく表示義務を怠り、契約意思の無い操作の結果にもかかわらず契約したかのように誤認させる行為。（無料と表示されているにもかかわらず、有料サービスに導く行為がある場合は特定商取引に該当するものとみなします。）
 - (23) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せず本サービスまたは提携サービスを利用する行為。その他当該法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
 - (24) 上記各号のいずれかに該当する行為。（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）が行われている契約回線上のサイトあるいは契約回線上のサイト以外のサイトに、直接または間接に、接続させるに至る一切の行為。（例えば、上記の各サイトにリンクをはる行為。）
 - (25) 上記各号のほか法令（法律、政令などをいいます。）に違反する内容の文字による記述ないし情報を送信または表示する行為。
 - (26) 上記各号に該当する行為であると認定しえなくとも、行為の実質・態様・全体的印象などを当社において総合的に判断した結果、それらの行為に順ずるもの、あるいはそれらの行為に類似するものであると当社が認めた行為。
 - (27) その他公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。

18 IPアドレスに係る申請手続きの代行等

- (1) 当社はIP接続サービス並びに第1種及び第2種IP通信サービスに係る直加入契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その直加入契約者に代わってJPNICにその直加入契約に係るIPアドレスの割当てまたは返却の申請手続き等を行います。この場合、その

直加入契約者は、JPNICに対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。

- (2) (1)の場合、直加入契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表A第3表（附帯サービス）に規定する附帯サービスに関する料金を支払っていただきます。

19 通信明細内訳書の送付

- (1) 当社は、通信明細内訳を記録している直加入サービスについて、直加入契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、通信明細内訳書を送付します。
- (2) 直加入契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、その通信明細内訳の管理に係る料金として料金表A第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する通信明細内訳書の管理手数料の支払いを要します。

20 電話帳の普通掲載

- (1) 当社は、直加入契約者から請求があったときは、電話番号と次の事項を普通掲載として電話帳に記載します（ただし第4種IP通信サービスに係る電話番号を除きます）。
- ア 直加入契約者または直加入契約者が指定する者の氏名、名称または称号のうち1
- イ 直加入契約者または直加入契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとし、）のうち1
- ウ 直加入契約者または直加入契約者が指定する者の住所または居所のうち1
- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) (1)に規定する普通掲載として掲載できる数は、直加入契約者にかかる電話番号の範囲内とします。
- (4) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

21 電話帳の掲載省略

- (1) 当社は、次の場合に該当するときは、別記20に規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。
- ア その電話番号が臨時の契約若しくは臨時の付加機能に係るものであるとき
- イ 直加入契約者が指定した特定の当社契約回線等に通話等の機能を有しない自営電気通信設備が接続されている場合であって、別記20(1)に規定する事項に加えてその自営電気通信設備の種類につき協定事業者の定める記号等を普通掲載として記載することについて、直加入契約者の承諾が得られないとき。
- (2) 当社は、(1)に規定する場合のほか、直加入契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

22 電話帳の重複掲載

- (1) 当社は、電話等契約者から、別記20に規定する普通掲載のほか、掲載事項について次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します（ただし第4種IP通信サービスに係る電話番号を除きます）。
- ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）または商品名による掲載
- イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載
- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

- (4) 電話等契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表A第4（重複掲載料）または料金表B第4（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

23 電話番号案内

- (1) 当社は直加入契約者の要求に応じ、協定事業者の契約約款の定めに基づく電話番号案内サービスを提供します（ただし第4種IP通信サービスに係る電話番号を除きます）。
- (2) (1)のサービスの利用には料金表A第3表 附帯サービスに関する料金 第3（電話番号案内に関する料金）または料金表B第3表 附帯サービスに関する料金 第3（電話番号案内に関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、直加入契約者がその直加入契約に基づいて支払っていただく料金を暦月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず随時に計算します。
- 2 当社は次の場合が生じたときは、定額利用料（付加機能使用料については、着払電話機能に係るものに限ります。）のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。ただし、以下の(5)においては、日割りの適用対象となる定額利用料に付加機能使用料を含みます。
 - (1) 暦月の初日以外の日当社契約回線等の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日直加入契約の解除があったとき。
 - (3) 暦月の初日に当社契約回線等の提供を開始し、その日にその直加入契約の解除があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。
 - (5) 第40条第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割りは、暦日数により行います。但し本約款5条に規定する(6)第3種IP通信サービスについては以下のとおりとします。

2の(1)、(4)、(5)	1月を30日とみなし日割り計算を行います
2の(2)、(3)	日割り計算は行いません

この場合第40条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる暦日あたり6時間以上をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、本約款において別に定めがあるときは、この限りではありません。

(料金等の支払方法)

- 5 直加入契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

- 6 第39条（料金及び工事に関する費用）から第43条（工事に関する費用の支払義務）までの規定その他約款の規定によりこの料金表に定める直加入サービスに関する料金または工事に関する費用について支払を要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

- 7 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

料金表A 本約款第5条に定める(1) IP電話サービス、(2) IP接続サービス、(3) 第1種IP通信サービス、(4) 第2種IP通信サービス及び(5) 総合デジタル通信サービスについては本料金表を適用する。

第1表 直加入サービスの料金

第1 定額利用料

1 適用

区分	内容						
(1) 收容区域	<p>ア) 当社は、直加入サービスの提供区域について、1の直加入サービス取扱所に当社契約回線を收容する区域（以下「收容区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ) 收容区域は、行政区画、その地域の社会的・経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮します。</p>						
(2) IP接続サービス並びに第1種及び第2種IP通信サービスの品目	<p>当社は、料金額の適用にあたってIP接続サービス並びに第1種及び第2種IP通信サービスについて次のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア) 100Mb/s</td> <td>左欄の品目に規定する伝送速度の符号伝送が可能であって、1の当社契約回線によりその帯域を専用するもの</td> </tr> <tr> <td>イ) 100Mb/s 共用</td> <td>左欄の品目に規定する伝送速度の符号伝送が可能であって複数の当社契約回線によりその帯域を共用するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考) 100Mb/s 共用を利用する当社契約回線に接続される自営端末設備（当社が別に定めるものに限り、）の数は1の当社契約回線ごとに最大50までとします。</p>	品目	内容	ア) 100Mb/s	左欄の品目に規定する伝送速度の符号伝送が可能であって、1の当社契約回線によりその帯域を専用するもの	イ) 100Mb/s 共用	左欄の品目に規定する伝送速度の符号伝送が可能であって複数の当社契約回線によりその帯域を共用するもの
品目	内容						
ア) 100Mb/s	左欄の品目に規定する伝送速度の符号伝送が可能であって、1の当社契約回線によりその帯域を専用するもの						
イ) 100Mb/s 共用	左欄の品目に規定する伝送速度の符号伝送が可能であって複数の当社契約回線によりその帯域を共用するもの						
(3) 屋内配線使用料の適用	<p>屋内配線使用料は当社契約回線の終端となる直加入契約者が指定した場所内において当社が設置する配線盤から端末接続装置までの間に設置する配線について適用します。</p>						
(4) 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用	<p>付加機能を提供した場合には、2（料金額）に規定する付加機能使用料を適用します。</p>						
(5) 最低利用期間内に直加入契約の解除があった場合の料金の適用	<p>ア) 直加入サービスには最低利用契約があります。</p> <p>イ) 直加入契約者は、前項の最低利用期間内に直加入契約の解除があった場合は、第40条（定額利用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余期間に対応する回線使用料に相当する額（課税対象外）を一括して支払っていただきます。</p>						

2 料金額

(1) 回線使用料

区分	単位	料金額 (月額)
IP電話サービス、IP接続サービス、第1種IP通信サービスまたは第2種IP通信サービス	1の当社契約回線ごとに	40,000円

(2) PRI設備使用料

区分	単位	料金額 (月額)
IP電話サービス、第1種IP通信サービスまたは総合デジタル通信サービス	1のPRIポートごとに	20,000円
備考) 1の当社契約回線につき使用できるPRIポートの数は2までとします。 当社は、直加入契約者から請求があったときは、PRIポートの数の変更を行います。この場合第14条（サービスの種類等の変更）の規定に準じて取り扱います。		

(3) IP電話設備使用料

区分	単位	料金額 (月額)
第2種IP通信サービス	1の電話番号ごとに	800円
備考) 1の当社契約回線につき当社が付与する電話番号の数は2までとします。 当社は、直加入契約者から請求があったときは、電話番号の数の変更を行います。この場合第14条（サービスの種類等の変更）の規定に準じて取り扱います。		

(4) IP接続料

品目	料金額 (月額) 1 当社契約回線ごと
100Mb/s	3,200,000円
100Mb/s 共用	29,800円
備考) 第1種IP通信サービスにおいて提供可能な品目は100Mb/s及び100Mb/s共用とします。	

(5) 屋内配線使用料

区分	単位	料金額(月額)
屋内配線使用料	当社契約回線の終端となる直加入契約者が指定した場所内において当社が設置する配線盤から端末接続装置までの間に設置する線条	1配線ごとに 3,000円

(6) 付加機能使用料

	区分	単位	料金額(月額)
(1)ダイヤルイン機能	<p>その当社契約回線に着信があった場合に、その当社契約回線等の電話番号または追加番号(直加入契約者からの請求により当社がその当社契約回線に付与した電話番号以外の番号をいいます。)の情報を、その当社契約回線等に接続される端末設備または自営電気通信設備に送出する機能</p> <p>備考)</p> <p>1 この機能はIP電話サービス、第1種IP通信サービス及び総合デジタル通信サービスに係る当社契約回線等において提供します。</p> <p>2 直加入契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。</p> <p>3 その当社契約回線等において代表機能を利用している場合には、ダイヤルイン機能をその代表機能を利用している全ての当社契約回線等で利用する場合に限り提供します。</p> <p>4 追加番号により行う通話については、当社は、その追加番号を当社契約回線等の電話番号とみなして料金の算定を行います。</p> <p>5 追加番号に関するその他の提供条件については電話番号の場合に準ずるものとします。</p>	1 電話番号または1追加番号ごとに	150円
(2)代表機能	<p>2 以上の当社契約回線等について、それらの電話番号を代表する代表電話番号を定め、その代表番号に着信があった場合に、通信中でないいずれか1の当社契約回線等に接続することができるようにする機能をいいます。</p> <p>備考)</p> <p>この機能はIP電話サービス、第1種IP通信サービス、第2種IP通信サービス及び総合デジタル通信サービスに係る当社契約回線等において提供します。</p>	—	—
(3)発信電話番号非通知機能	<p>この機能を利用する当社契約回線等から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)について、その当社契約回線等の電話番号を着信先の契約者回線等へ通知しないようにする機能</p>	—	—

(4)着払電話機能	この機能を利用する当社契約回線等（第2種IP接続サービスに係るものを除きます。以下本欄において同じとします。）へ他社契約回線または当社契約回線等から着払電話番号（直加入契約者の請求により、当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通信に関する料金について、その支払いを要する者をその当社契約回線等の直加入契約者とし、その直加入契約者に課金する機能	1 の着払電話番号ごとに月額	プランA 2,000円 プランB 無料
<p>備考)</p> <p>1 この機能を利用する直加入契約者から請求があったときは、当社契約回線等、固定端末設備、公衆電話設備、携帯・自動車電話設備またはPHS事業者の無線移動装置から発信された通信が着信されないようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>2 この機能を利用する直加入契約者から請求があったときは、直加入契約者があらかじめ指定した契約者回線から発信された通信が着信されないようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>3 直加入契約者は、着払サービスに係る通信の通信料金をその着払契約者に課金することを許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。</p>			

(7) ユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額(月額)
ユニバーサルサービス料	音声通信番号ごと	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則に基づき、総務省告示（平成18年総務省告示第429号）により算定され、電気通信事業法第110条第2項に基づく所要の手続きによる認可を受け定められた金額

第2 通信料金

1 適用

区分	内容
(1)単位料金区域の設定	<p>ア) 当社は、当社が別に定めるところにより単位料金区域（その区域内の当社契約回線等からの県内市外通信及び県間市外通信（(2)欄に規定する県内市外通信及び県間市外通信をいいます。）の料金を算定する場合に、その算定の基礎となる通信地域間距離を測定するための単位となる区域をいいます。以下同じとします。）を定めます。</p> <p>イ) 当社は、当社が指定する直加入サービス取扱所において単位料金区域の一覧表を閲覧に供します。</p>

(2)市内通信、県内市外通信及び県間市外通信の適用等	ア) 通信には、次の種類があります。	
	種 類	内 容
	1 網内通信	当社契約回線等から発信し、2 または 3 以外の通信
	2 相互接続通信	(1)当社契約回線等から発信し、本邦内に終始する通信であって、相互接続点を經由する通信またはその相互接続点及びその相互接続点に係る協定事業者と他の協定事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点を經由する通信 (2) 他社契約回線から発信し、当社契約回線等へ着信する着払電話機能を伴う通信
3 国際通信	当社契約回線等から発信し、本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われる通信	
備考)		総合デジタル通信サービスに係る国際通信は、通話のみ行うことができます。
イ) 当社は、当社契約回線等により行った通信に係る料金額を適用するため、相互接続通信について、次のとおり区分します。		
区 分	適用する通信	
1 市内通信	同一の単位料金区域内に終端のある端末系事業者の端末伝送路設備との間の通信、PHS 事業者の移動無線装置との間の通信または公衆電話設備からの着払電話機能を伴う通信	
2 県内市外通信	同一の都県（その都県の区域について平成 11 年郵政省令第 24 号で定めがある場合は、その定めによります。）内に終始する端末系事業者の端末伝送路設備との間の通信であって 1 以外の通信	
3 県間市外通信	端末系事業者の端末伝送路設備との間の通信であって 1 及び 2 以外のもの	
4 その他通信	PHS 事業者の移動無線装置との間の通信または携帯・自動車電話設備若しくは公衆電話設備からの着払電話機能を伴う通信であって 1 以外の通信	

<p>(3) 通信地域間距離の測定</p>	<p>相互接続通信の通信地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。</p> <p>ア) 当社は、全国の区域を一辺 2km の正方形に区分し、その区分した区画（以下「方形区画」といいます。）にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。</p> <p>イ) 通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、当社契約回線等が收容されている直加入サービス取扱所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画とし、当社が指定する電話サービス取扱所において、その方形区画の番号（以下「方形区画番号」といいます。）を閲覧に供します。</p> <p>ウ) 通信地域間距離は、双方の通信地域間距離測定のための起算点となる方形区画番号に基づき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に 1km 未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。</p> $\text{通信地域間距離} = \sqrt{\left[\frac{\text{縦軸の方形区画番号の差} \times 2}{2} \right]^2 + \left[\frac{\text{横軸の方形区画番号の差} \times 2}{2} \right]^2}$						
<p>(4) 通信時間の測定等</p>	<p>ア) 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社及び協定事業者の機器により測定します。</p> <p>イ) 回線の故障等通信を発信した者または着信した者の責任によらない理由により、通信を行うことができなかったと当社が認めた時間は、アの通信時間に算入しません。</p>						
<p>(5) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア) 過去 1 年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する暦月の前 12 ヶ月における 1 日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ) ア以外の場合 把握可能な実績に基づきアに準じて算出した額</p>						
<p>(6) プランに係る料金の適用</p>	<p>ア) 当社は、相互接続通信（着払電話機能に係るものを除きます。以下本号において同じとします。）に係る料金を適用するにあたって、次表のプランを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="480 1570 1388 1827"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プランⅠ</td> <td>このプランを選択する当社契約回線等に係る通信料金について 2(料金額)の 2-2-1 アに規定する料金を適用するもの</td> </tr> <tr> <td>プランⅡ</td> <td>このプランを選択する当社契約回線等に係る通信料金について 2(料金額)の 2-2-1 イに規定する料金を適用するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ) 直加入契約者は、アに規定するプランから、あらかじめいずれか 1 のプランを選択し、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ウ) イにおいて、特段の申出がなかったときは、当社は、直加入契約者がプランⅠを選択したものとみなして取り扱います。</p> <p>エ) 直加入契約者は、暦月の途中でイまたはウの規定により選択したプラン</p>	区分	内容	プランⅠ	このプランを選択する当社契約回線等に係る通信料金について 2(料金額)の 2-2-1 アに規定する料金を適用するもの	プランⅡ	このプランを選択する当社契約回線等に係る通信料金について 2(料金額)の 2-2-1 イに規定する料金を適用するもの
区分	内容						
プランⅠ	このプランを選択する当社契約回線等に係る通信料金について 2(料金額)の 2-2-1 アに規定する料金を適用するもの						
プランⅡ	このプランを選択する当社契約回線等に係る通信料金について 2(料金額)の 2-2-1 イに規定する料金を適用するもの						

	を変更することはできません。変更しようとするときは、その前月の末日の10日前までにその旨を当社に請求していただきます。												
(6)-2 プランに係る料金の適用(2)	<p>ア) 当社は、着払電話機能に係る料金を適用するにあたって、次表のプランを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プランA</td> <td>このプランを選択する当社契約回線等に係る通信料金について2(料金額)の2-2-2 アに規定する料金を適用するもの</td> </tr> <tr> <td>プランB</td> <td>このプランを選択する当社契約回線等に係る通信料金について2(料金額)の2-2-2 イに規定する料金を適用するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ) 着払電話機能を利用する契約者は、アに規定するプランから、あらかじめいずれか1のプランを選択し、当社に申し出てください。</p> <p>ウ) イにおいて、特段の申出がなかったときは、当社は、着払電話機能を利用する契約者がプランAを選択したものとみなして取り扱います。</p> <p>エ) 着払電話機能を利用する契約者は、暦月の途中でイまたはウの規定により選択したプランを変更することはできません。変更しようとするときは、その前月の末日の10日前までにその旨を当社に請求していただきます</p>	区分	内容	プランA	このプランを選択する当社契約回線等に係る通信料金について2(料金額)の2-2-2 アに規定する料金を適用するもの	プランB	このプランを選択する当社契約回線等に係る通信料金について2(料金額)の2-2-2 イに規定する料金を適用するもの						
区分	内容												
プランA	このプランを選択する当社契約回線等に係る通信料金について2(料金額)の2-2-2 アに規定する料金を適用するもの												
プランB	このプランを選択する当社契約回線等に係る通信料金について2(料金額)の2-2-2 イに規定する料金を適用するもの												
(7)昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日、日曜日、祝日の料金額の適用	<p>2 (料金額) の2-2-1 イ(プランⅡ)(2)に規定する直加入契約者に係る通信を除く通信について、昼間、夜間及び深夜・早朝の区分及び土曜日・日曜日・祝日の区分による時間帯を設定します。</p> <p>ア) 昼間、夜間及び深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。ただし、イの区分による時間帯は除くものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>午前8時から午後7時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午後7時から午後11時までの間</td> </tr> <tr> <td>深夜・早朝</td> <td>午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ) 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td>土曜日・日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日をいいます。)における午前8時から午後7時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時間帯	昼間	午前8時から午後7時までの間	夜間	午後7時から午後11時までの間	深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間	区分	時間帯	土曜日・日曜日・祝日	土曜日・日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日をいいます。)における午前8時から午後7時までの間
区分	時間帯												
昼間	午前8時から午後7時までの間												
夜間	午後7時から午後11時までの間												
深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間												
区分	時間帯												
土曜日・日曜日・祝日	土曜日・日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日をいいます。)における午前8時から午後7時までの間												
(8)相互接続通信及び国際通信に係る料金額の適用	相互接続通信及び国際通信に係る2(料金額)に定める料金額は、当社及び協定事業者(相互接続通信については当社が別に定める協定事業者に限ります。)のサービス提供区間を合わせて、当社が設定する額とします。												
(9)本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取扱います。												

2 料金額

2-1 網内通信

無料

2-2 相互接続通信

2-2-1 2-2-2 以外のもの

ア プラン I

(1) (2)、(3)以外のもの

区分			次の秒数までごとに 4 円			
			昼間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日			
1. 市内通信			120	120	120	120
2. 県内市外通信	通信の地域間距離	20kmまで	90	90	90	90
		30kmまで	60	60	60	60
		60kmまで	60	60	60	60
		100kmまで	45	45	45	45
		100kmを超えるもの	45	45	45	45
3. 県間市外通信	通信の地域間距離	20kmまで	90	90	90	90
		30kmまで	60	60	60	60
		60kmまで	45	45	45	45
		100kmまで	30	30	30	30
		100kmを超えるもの	23	23	23	23

(2) PHS事業者に係るもの

区分			次の秒数までごとに 10 円			
			昼間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日			
市内通信			60	60	60	90
その他通信	通信の地域間距離	20kmまで	60	60	60	90
		30kmまで	45	45	45	60
		60kmまで	36	36	36	45
		100kmまで	18	26	26	36
		160kmまで	15	20	20	26
		160kmを超えるもの	15	17	17	20
上記通信料のほかに通信 1 回ごとに			10 円			

(3) 携帯事業者に係るもの

区分			次の秒数までごとに 20 円			
			昼間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日			
通信の地域間距離にかかわらず			60	60	60	60

※ 上記プランⅠにて、弊社からご請求させて頂きます通話料金の一部サービスについて、通話料回収代行をおこなっておりますので、表記の通話料と異なる場合もあります。

イ プランⅡ

(1) (2)、(3)以外のもの

区分			料金額 (3分までごとに)
市内通信			6円
県内市外通信	通信の地域間距離	20kmまで	10円
		20kmを超え100kmまでのもの	14円
		100kmを超えるもの	18円
県間市外通信	通信の地域間距離	20kmまでのもの	10円
		20kmを超え100kmまでのもの	14円
		100kmを超えるもの	18円

(2) PHS事業者に係るもの

区分			次の秒数までごとに10円			
			昼間	夜間	深夜・早朝	
市内通信			60	60	60	90
その他通信	通信の地域間距離	20kmまで	60	60	60	90
		30kmまで	45	45	45	60
		60kmまで	36	36	36	45
		100kmまで	18	26	26	36
		160kmまで	15	20	20	26
	160kmを超えるもの	15	17	17	20	
上記通信料のほかに通信1回ごとに			10円			

(3) 携帯事業者に係るもの

区分			次の秒数までごとに20円			
			昼間	夜間	深夜・早朝	
通信の地域間距離にかかわらず			60	60	60	60

※ 上記プランⅡにて、弊社からご請求させて頂きます通話料金の一部サービスについて、通話料回収代行をおこなっておりますので、表記の通話料と異なる場合もあります。

2-2-2 着払電話機能を伴う通信

ア プランA

(1) 固定端末設備から発信されるもの

区分	次の秒数までごとに市内通信については8.5円、それ以外の通信については10円			
	昼間	夜間	深夜・早朝	

1. 市内通信			180	180	180	240
2. 県内市外通信	通信の地域 間距離	20kmまで	90	90	90	120
		30 kmまで	60	75	75	90
		60 kmまで	60	75	75	90
		100kmまで	45	60	60	90
		100km を超えるもの	45	60	60	90
3. 県間市外通信	通信の地域 間距離	20kmまで	90	90	90	120
		30 kmまで	60	60	60	75
		60 kmまで	45	60	60	75
		100kmまで	30	45	45	60
		100km を超えるもの	23	26	26	45

(2) 携帯・自動車電話設備から発信されるもの

区分	次の秒数までごとに 10 円			
	昼間		夜間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
その他通信	14	15	15	16

(3) PHS事業者の移動無線装置から発信されるもの

区分			次の秒数までごとに 10 円			
			昼間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日			
市内通信			45	45	45	60
その他通信	通信の地域 間距離	20kmまで	45	45	45	60
		60kmまで	23	23	23	30
		60kmを超えるもの	12	14	14	15
上記のほかに通信 1 回ごとに			10 円			

(4) 公衆電話設備から発信されるもの

区分			次の秒数までごとに市内通信については 10 円			
			昼間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日			
1. 市内通信			23	23	23	23
その他通信	通信の地域 間距離	20kmまで	23	23	23	23
		30kmまで	23	23	23	23
		60kmまで	23	23	23	23
		100kmまで	21	21	21	21
		100km を超えるもの	18	18	18	18

イ プランB

(1) 固定端末設備から発信されるもの

区分			次の秒数までごとに市内通信については 8.5 円、それ以外の通信については 10 円			
			昼間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日			
1. 市内通信			180	180	180	240
2. 県内市外通信	通信の地域間距離	20kmまで	90	90	90	120
		30kmまで	75	90	90	90
		60kmまで	75	90	90	90
		100 kmまで	45	60	60	90
		100km を超えるもの	45	60	60	90
3. 県間市外通信	通信の地域間距離	20kmまで	90	90	90	120
		30kmまで	75	90	90	90
		60kmまで	75	90	90	90
		100 kmまで	30	45	45	60
		100km を超えるもの	23	30	30	45

(2) 携帯・自動車電話設備から発信されるもの

区分			次の秒数までごとに 10 円			
			昼間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日			
その他通信			15	17	17	17

(3) PHS設備から発信されるもの

区分			次の秒数までごとに 10 円			
			昼間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日			
市内通信			45	45	45	45
その他通信	通信の地域間距離	20kmまで	45	45	45	45
		60kmまで	23	23	23	30
		60km を超えるもの	23	23	23	26
上記のほかに通信 1 回ごとに			10 円			

(4) 公衆電話設備から発信されるもの

区分			次の秒数までごとに 10 円			
			昼間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日			
1. 市内通信			23	23	23	23
その他通信	通信の地域間距離	20kmまで	23	23	23	23
		30kmまで	23	23	23	23
		60kmまで	23	23	23	23
		100kmまで	21	21	21	21
		100km を超えるもの	18	18	18	18

2-3 国際通信の取扱地域（課税対象外）

以下の通信制限グループの通り、各国への通信を制限または中止します。

通信制限グループ 1：通信の制限をしない国

通信制限グループ 2：緊急時に取り扱いを制限または中止する国

通信制限グループ 3：土日祝日の前日 20 時～翌営業日の 8 時まで、および緊急時に取り扱いを制限または中止する国

通信制限グループ 4：通信の取り扱いを中止する国

単位：円/1 分までごと

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
アイスランド共和国	Iceland	31 円	2
アイルランド	Ireland	20 円	2
アゼルバイジャン共和国	Azerbaijan	64 円	3
アゾレス諸島	Azores Islands	35 円	2
アフガニスタン・イスラム共和国	Afghanistan	76 円	4
アメリカ合衆国（アラスカおよびハワイを除きます。）	USA	8 円	1
アラスカ	Alaska	8 円	2
アラブ首長国連邦	United Arab	50 円	2
アルジェリア民主人民共和国	Algeria	47 円	3
アルゼンチン共和国	Argentina	32 円	2
アルバ	Aruba	32 円	4
アルメニア共和国	Armenia	64 円	3
アンゴラ共和国	Angola	45 円	2
アンティグア・バーブーダ	Antigua	32 円	4
アンドラ公国	Andorra	24 円	4
イエメン共和国	Yemen Arab	84 円	3
イスラエル国	Israel	30 円	2
イタリア共和国	Italy	20 円	1
イラク共和国	Iraq	84 円	4
イラン・イスラム共和国	Iran	80 円	2
インド	India	80 円	1
インドネシア共和国	Indonesia	45 円	1
ウガンダ共和国	Uganda	50 円	3
ウクライナ	Ukraine	50 円	3
ウズベキスタン共和国	Uzbekistan	64 円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
ウルグアイ東方共和国	Uruguay	32 円	3
英領バージン諸島	British Virgin	40 円	4
エクアドル共和国	Ecuador	32 円	2
エジプト・アラブ共和国	Egypt	75 円	2
エリトリア国	Eritrea	80 円	3
エルサルバドル共和国	El Salvador	32 円	2
オーストラリア連邦	Australia	20 円	1
オーストリア共和国	Austria	30 円	3
オマーン国	Oman	80 円	2
オランダ王国	Netherlands	20 円	2
オランダ領アンティール	Netherlands Antilles	32 円	4
ガーナ共和国	Ghana	70 円	2
カーボベルデ共和国	Cape Verde	75 円	4
カザフスタン共和国	Kazakhstan	64 円	4
カタール国	Qatar	84 円	2
カナダ	Canada	8 円	1
カナリア諸島	Canarias Islands	30 円	3
ガボン共和国	Gabon	70 円	2
カンボジア王国	Cambodia	48 円	2
キプロス共和国	Cyprus	45 円	2
キューバ共和国	Cuba	100 円	3
ギリシャ共和国	Greece	35 円	2
キリバス共和国	Kiribati	70 円	4
キルギス共和国	Kyrgyzstan	64 円	2
グアテマラ共和国	Guatemala	32 円	2
グアドループ島	Guadeloupe	32 円	4
グアム	Guam	20 円	1
クウェート国	Kuwait	80 円	2
クック諸島	Cook Islands	70 円	4
グリーンランド	Greenland	60 円	4
クリスマス島	Christmas Islands	60 円	4
グルジア	Georgia	64 円	3

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限 グループ
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	UK	20 円	1
グレナダ	Grenada	32 円	4
クロアチア共和国	Croatia	55 円	3
ケイマン諸島	Cayman Island	32 円	3
ケニア共和国	Kenya	75 円	2
ココス・キーリング諸島	Cocos Island	60 円	4
コスタリカ共和国	Costa Rica	32 円	2
コロンビア共和国	Colombia	32 円	2
サイパン	Saipan	30 円	2
サウジアラビア王国	Saudi Arabia	80 円	2
サモア独立国	Western Samoa	52 円	2
サントメ・プリンシペ民主共和国	Sao Tome & Principe	100 円	4
ザンビア共和国	Zambia	70 円	2
サンピエール島・ミクロン島	St. Pierre & Miquelon	40 円	4
ジブチ共和国	Djibouti	71 円	3
ジブラルタル	Gibraltar	47 円	2
ジャマイカ	Jamaica	32 円	3
シリア・アラブ共和国	Syrian Arab	84 円	4
シンガポール共和国	Singapore	20 円	1
シント・マールテン	Sint Maarten	32 円	4
ジンバブエ共和国	Zimbabwe	70 円	3
スイス連邦	Switzerland	23 円	2
スウェーデン王国	Sweden	20 円	2
スーダン共和国	Sudan	71 円	3
スペイン	Spain	30 円	3
スペイン領北アフリカ	North Africa	30 円	3
スリナム共和国	Suriname	80 円	4
スリランカ民主社会主義共和国	Sri Lanka	75 円	2
スロバキア共和国	Slovak Republic	45 円	2
スロベニア共和国	Slovenia	47 円	3
スワジランド王国	Swaziland	45 円	4
赤道ギニア共和国	Equatorial Guinea	72 円	3

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限 グループ
セネガル共和国	Senegal	80 円	4
セントクリストファー・ネイビス	St.Christopher&Nevis	80 円	4
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	St.Vincent&Grenadines	32 円	4
タークスおよびカイコス諸島	Turks&Caicos	32 円	4
タイ王国	Thailand	45 円	1
大韓民国	Korea	20 円	1
台湾	Taiwan	30 円	1
タジキスタン共和国	Tajikistan	60 円	2
タンザニア連合共和国	Tanzania	80 円	2
チェコ共和国	Czech Republic	45 円	2
チャド共和国	Chad	72 円	4
中央アフリカ共和国	Central African	72 円	4
中華人民共和国	China	30 円	1
チュニジア共和国	Tunisia	70 円	3
朝鮮民主主義人民共和国	Korea, North	90 円	2
チリ共和国	Chile	32 円	3
ツバル	Tuvalu	70 円	3
デンマーク王国	Denmark	30 円	2
ドイツ連邦共和国	Germany	20 円	1
ドミニカ共和国	Dominican Republic	32 円	4
トリニダード・トバゴ共和国	Trinidad & Tobago	32 円	2
トルクメニスタン	Turkmenistan	64 円	3
トルコ共和国	Turkey	45 円	2
トンガ王国	Tonga	52 円	4
ナイジェリア連邦共和国	Nigeria	80 円	4
ナウル共和国	Nauru	70 円	4
ナミビア共和国	Namibia	72 円	4
ニウエ	Niue	80 円	4
ニカラグア共和国	Nicaragua	32 円	2
ニューカレドニア	New Caledonia	52 円	2
ニュージーランド	New Zealand	25 円	2
ネパール	Nepal	76 円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
ノーフォーク島	Norfolk Island	60 円	4
ノルウェー王国	Norway	20 円	2
バーレーン王国	Bahrain	80 円	2
パキスタン・イスラム共和国	Pakistan	70 円	2
バチカン市国	Vatican	20 円	1
パナマ共和国	Panama	32 円	2
バヌアツ共和国	Vanuatu	80 円	3
バハマ国	Bahamas	32 円	4
パプアニューギニア独立国	Papua New Guinea	70 円	3
バミューダ諸島	Bermuda	32 円	3
パラオ共和国	Palau	70 円	2
パラグアイ共和国	Paraguay	60 円	3
バルバドス	Barbados	32 円	4
パレスチナ	Palestine	30 円	2
ハワイ	Hawaii	8 円	1
ハンガリー共和国	Hungary	35 円	2
バングラデシュ人民共和国	Bangladesh	70 円	2
フィジー共和国	Fiji Island	50 円	2
フィリピン共和国	Philippines	30 円	1
フィンランド共和国	Finland	23 円	2
ブータン王国	Bhutan	70 円	2
プエルトリコ	Puerto Rico	40 円	2
フェロー諸島	Faeroes	48 円	4
フォークランド諸島	Falkland Islands	70 円	4
ブラジル連邦共和国	Brazil	30 円	2
フランス共和国	France	20 円	1
フランス領ギアナ	French Guiana	32 円	4
フランス領ポリネシア	French Poly	50 円	2
ブルガリア共和国	Bulgaria	55 円	3
ブルキナファソ	Burkina Faso	80 円	3
ブルネイ・ダルサラーム国	Brunei	48 円	2
米領サモア	American Samoa	50 円	4

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
米領バージン諸島	American Virgin	20 円	2
ベトナム社会主義共和国	Vietnam	48 円	1
ベナン共和国	Benin	80 円	4
ベネズエラ・ボリバル共和国	Venezuela	32 円	3
ベラルーシ共和国	Belarus	64 円	3
ベリーズ	Belize	32 円	2
ペルー共和国	Peru	32 円	2
ベルギー王国	Belgium	20 円	2
ポーランド共和国	Poland	40 円	3
ボツワナ共和国	Botswana	72 円	2
ボリビア共和国	Bolivia	32 円	2
ポルトガル共和国	Portugal	35 円	2
香港	Hong Kong	20 円	1
ホンジュラス共和国	Honduras	70 円	2
マーシャル諸島共和国	Marshall Islands	52 円	3
マイヨット島	Mayotte	72 円	4
マカオ	Macau	30 円	2
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	Macedonia	64 円	3
マダガスカル共和国	Madagascar	72 円	3
マディラ諸島	Madeira Islands	35 円	2
馬拉ウイ共和国	Malawi	71 円	2
マルタ共和国	Malta	48 円	2
マルチニーク島	Martinique	32 円	4
マレーシア	Malaysia	30 円	1
ミクロネシア連邦	Micronesia	52 円	2
南アフリカ共和国	South Africa	72 円	2
ミャンマー連邦	Myanmar	48 円	2
メキシコ合衆国	Mexico	35 円	2
モーリシャス共和国	Mauritius	70 円	2
モザンビーク共和国	Mozambique	80 円	3
モナコ公国	Monaco	24 円	3
モルディヴ共和国	Maldives	72 円	3

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
モロッコ王国	Morocco	70 円	3
モンゴル国	Mongolia	48 円	2
モンセラット	Montserrat	80 円	4
ヨルダン・ハシミテ王国	Jordan	79 円	2
ラオス人民民主共和国	Laos	48 円	2
リビア国	Libya	70 円	4
ルーマニア	Romania	60 円	2
ルクセンブルク大公国	Luxembourg	35 円	2
ルワンダ共和国	Rwanda	72 円	3
レソト王国	Lesotho	70 円	3
レバノン共和国	Lebanon	80 円	2
レユニオン	Reunion Island	70 円	4
ロシア連邦	Russia	45 円	2
インマルサット-F/BGAN	Inmarsat-F/BGAN	209 円	2

第3 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金は、次のとおりとします。

区分	内容
加入料	直加入契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
契約内容変更手数料	直加入サービスの種類、品目若しくは電話番号の変更または利用の一時中断の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

2 料金額

区分	単位	料金額
加入料	1 契約ごとに	100,000 円
契約内容変更手数料	1 変更ごとに	10,000 円

第4 重複掲載料

区分	単位	料金額
電話帳の重複掲載料	電話帳発行の都度 1 掲載ごとに	500 円

第2表 工事に関する費用

- 1 配線工事費及び機器設置工事費は、1の工事ごとに当社が別に算定する実費とします。
- 2 着払電話設定工事費は、1の着払電話機能に係る当社契約回線等ごとに1,000円とします。

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 通信明細内訳書の管理手数料

区分	単位	手数料の額
通信明細内訳書の管理手数料	1請求先につき月額	200円

(注1) 通信明細内訳書の送付を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料(実費)が必要な場合があります。

(注2) 通信明細内訳書の管理手数料の日割りはしません。

第2 IPアドレス申請手数料

種別	単位	料金額
申請手数料	IPアドレス1申請ごとに	5,500円

(注) 上記のほか、JPNICへの手数料(実費)が必要な場合があります。

第3 電話番号案内に関する料金

区分	単位	料金額
電話番号等案内料金	1電話番号ごとに	260円

料金表B 本約款第5条に定める(6)第3種IP通信サービスについては本料金表を適用する。

第1表 直加入サービスの料金

第1 定額利用料

1 適用

区分	内容
(1) 収容区域	ア) 当社は、直加入サービスの提供区域について、1の直加入サービス取扱所に当社契約回線を収容する区域(以下「収容区域」といいます。)を定めます。 イ) 収容区域は、行政区画、その地域の社会的・経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮します。
(2) 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用	付加機能を提供した場合には、2(料金額)に規定する付加機能使用料を適用します。

2 料金額

(1) 基本サービス使用料

①月間累積符号総量がなく、固定グローバルIPアドレスを1つ付与するもの。

区分	内容	単位	料金額(月額)
基本IP電話サービス	電話番号を1つ付与し、同時に6通話可能なサービス ※ゲートウェイタイプの場合は、電話番号を1つ付与し、同時に4通話可能なサービス	契約回線ごと	25,000円
IP接続サービス	100MB/s共用(100MB/sの伝送速度の符号伝送が可能であって複数の当社契約回線によりその帯域を共用するもの)		

※但し、基本IP電話サービスまたはIP接続サービスの単独での利用はできません。

②月間累積符号総量がなく、固定グローバルIPアドレスを8つ付与するもの。

区分	内容	単位	料金額(月額)
基本IP電話サービス	電話番号を1つ付与し、同時に6通話可能なサービス ※ゲートウェイタイプの場合は、電話番号を1つ付与し、同時に4通話可能なサービス	契約回線ごと	38,000円
IP接続サービス	100Mb/s 共用(100Mb/sの伝送速度の符号伝送が可能であって複数の当社契約回線によりその帯域を共用するもの)		

※但し、基本IP電話サービスまたはIP接続サービスの単独での利用はできません。

③月間累積符号総量がなく、固定グローバルIPアドレスを16個付与するもの。

区分	内容	単位	料金額(月額)
----	----	----	---------

基本 IP 電話サービス	電話番号を1つ付与し、同時に6通話可能なサービス ※ゲートウェイタイプの場合は、電話番号を1つ付与し、同時に4通話可能なサービス	契約回線ごと	58,000 円
IP 接続サービス	100Mb/s 共用 (100Mb/s の伝送速度の符号伝送が可能であって複数の当社契約回線によりその帯域を共用するもの)		

※但し、基本IP電話サービスまたはIP接続サービスの単独での利用はできません。

④当社が提供する電気通信回線に対しIP電話サービスのみ提供するもの A

区分	内容	単位	料金額 (月額)
基本IP電話サービス	電話番号を1つ付与し、同時に6通話可能なサービス ※ゲートウェイタイプの場合は、電話番号を1つ付与し、同時に4通話可能なサービス	契約回線ごと	3,000 円

⑤当社が提供する電気通信回線に対しIP電話サービスのみ提供するもの B

区分	内容	単位	料金額 (月額)
基本IP電話サービス	電話番号を1つ付与し、同時に6通話可能なサービス ※ゲートウェイタイプの場合は、電話番号を1つ付与し、同時に4通話可能なサービス	契約回線ごと	6,000 円

(2) 追加サービス使用料

内容	単位	設定、変更手数料	料金額 (月額)
同時通話可能数を1つ追加するサービス。 但し、最大追加数は基本IP電話サービス及び(3)付加機能使用料で規定するダイヤルイン機能とあわせて同時通話数については32までとする。	1追加サービスごとに	3,000 円	1,500 円
電話番号を1つ付与するサービス。 但し、最大追加数は基本IP電話サービス及び(3)付加機能使用料で規定するダイヤルイン機能とあわせて、付与する番号数については40番号までとする。	1追加電話番号ごとに	700 円	300 円
上記、電話番号を追加付与する際のシステム工事費。	追加工事ごとに	3,000 円	-

(3) 付加機能使用料

		単位	設定、変更手数料	料金額 (月額)
(1)ダイヤルイン	この機能を利用する当社契約回線 (第 3	1契約者回	3,000 円	200 円

任意番号通知	種IP通信サービスであってダイヤルイン機能の提供を受けているものに限ります。)から行う通話について、その当社契約回線の電話番号に替えて、追加番号を着信先の契約者回線等へ通知する機能	線ごとに		
(2)代表機能	2以上の当社契約回線等について、それらの電話番号を代表する代表電話番号を定め、その代表番号に着信があった場合に、通信中でないいずれか1の当社契約回線等に接続することができるようにする機能	1契約者回線ごとに	-	-
(3)発信電話番号非通知機能	この機能を利用する当社契約回線等から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)について、その当社契約回線等の電話番号を着信先の契約者回線等へ通知しないようにする機能	-	-	-
(4)着払電話機能	この機能を利用する当社契約回線等へ他社契約回線または当社契約回線等から着払電話番号(直加入契約者の請求により、当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。)により行う通信に関する料金について、その支払いを要する者をその当社契約回線等の直加入契約者とし、その直加入契約者に課金する機能 この機能を利用する直加入契約者から請求があったときは、当社契約回線等、固定端末設備、公衆電話設備、携帯・自動車電話設備またはPHS事業者の無線移動装置から発信された通信が着信されないようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。 この機能を利用する直加入契約者から請求があったときは、直加入契約者が予め指定した契約者回線から発信された通信が着信されないようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。 直加入契約者は、着払サービスに係る通信の通信料金をその着払契約者に課金することを許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定して頂きます。	1の着払電話番号ごとに	1,000円	2,000円
(5)ナンバーディスプレイ	この機能を利用する当社契約回線(第3種IP通信サービスに限ります。)へ通知される発信電話番号等を受信することができる機能	-	-	-
(6)一般番号ポータビリティ	直加入契約者が、電話サービスの提供を受ける電話事業者を特定協定事業者から	1電話番号ごとに	申込時 1,500円	-

	<p>変更し、予め、当社に番号ポータビリティの申込をした場合において、特定協定事業者から直加入契約者に付与された電話番号（一般加入電話・ISDN 番号に限る。）を変更することなく、当社のサービスの提供を受けることができるようにするサービス。ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 番号ポータビリティを実施することが技術上困難なとき</p> <p>(2) 直加入契約者が、特定協定事業者と契約しているサービスの提供場所が変更となる時</p> <p>(3) 特定協定事業者の業務の遂行上支障があるとき</p> <p>(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき</p>		<p>解約時 3,000 円 但し直加入契約と同時に申し込んだ場合は無料</p>	
(7)国際接続規制	利用者の申し出により国際電話の発信規制をかける機能	設定変更都度	1,500 円	-
(8)自動応答サービス	この機能を利用する当社契約者回線に着信する通話の発信者に対し、不在の旨等を案内する機能	1 契約者回線ごとに	3,000 円	-
		1 電話番号ごとに	-	500 円
(9)非通知着信拒否サービス	<p>この機能を利用する当社契約者回線へ発信電話番号等が通知されない通話（通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話または発信電話番号非通知機能の提供を受けている契約者回線から行う通話（当社が別に定める方法により行う通話を除きます。その他発信者が発信電話番号等を通知しない通話に限ります。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能</p> <p>備考)</p> <p>1 このサービスを利用する場合 (7) ナンバーディスプレイの利用が前提となります。</p> <p>2 当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p>	1 契約者回線ごとに	3,000 円	-
		1 電話番号ごとに	-	350 円
(10)着信転送サービス	この機能を利用する当社契約者回線に着信する通話を、自動的に他の契約者回線	1 契約者回線ごとに	3,000 円	-

	<p>等（当社が別に定めるものに限りません。以下この欄において同じとします。）に転送することができる機能。また契約者の申し出により契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限りません。）から着信する通話のみを転送する機能（以下、指定呼転送サービスといいます。）。</p> <p>備考）</p> <p>1 この機能に係る通話については、発信者からこの機能を利用している契約者回線への通話とこの機能を利用している契約者回線から転送先の契約者回線等への通話の2の通話として取り扱います。この場合の通話時間については、転送先に転送して通話ができる状態とした時刻に双方の通話ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>2 この機能を利用する場合、転送元の電話番号が転送先に通知される場合があるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通話について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止して頂くことがあります。</p> <p>3 指定呼転送サービスにおいては、予め登録した電話番号等または登録した電話番号等以外の番号を指定して転送することができます。この場合において登録できる電話番号等の数は、1の契約者回線につき1とします。</p>	1電話番号ごとに	-	100円
(11)任意番号通知サービス	この機能を利用する当社契約回線（第3種IP通信サービス）から行う通話について、その当社契約回線の電話番号に替えて、任意の契約電話番号を着信先に通知する機能	1契約者回線ごとに	1,500円	-
		1電話番号ごとに	-	200円
(12)0AB～J着信オプションサービス	契約電話番号が050番号となる電話サービス契約者に対し、任意の0AB～J番号への発信を当社契約の050番号へ転送して着信するサービス。	1契約者回線ごとに	20,000円	-
		1電話番号ごとに	-	1,000円

(4) ユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額(月額)
----	----	---------

ユニバーサルサービス料	音声通信番号ごと	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則に基づき、総務省告示（平成18年総務省告示第429号）により算定され、電気通信事業法第110条第2項に基づく所要の手続きによる認可を受け定められた金額
-------------	----------	---

第2 通信料金

1 適用

区分	内容									
(1) 単位料金区域の設定	<p>ア) 当社は、当社が別に定めるところにより単位料金区域（その区域内の当社契約回線等からの県内市外通信及び県間市外通信（(2)欄に規定する県内市外通信及び県間市外通信をいいます。）の料金を算定する場合に、その算定の基礎となる通信地域間距離を測定するための単位となる区域をいいます。以下同じとします。）を定めます。</p> <p>イ) 当社は、当社が指定する直加入サービス取扱所において単位料金区域の一覧表を閲覧に供します。</p>									
(2) 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信の適用等	<p>ア) 通信には、次の種類があります。</p> <table border="1" data-bbox="469 1003 1367 1520"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 1003 655 1039">種類</th> <th data-bbox="655 1003 1367 1039">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 1039 655 1075">1 網内通信</td> <td data-bbox="655 1039 1367 1075">当社契約回線等から発信し、2 または 3 以外の通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1075 655 1346">2 相互接続通信</td> <td data-bbox="655 1075 1367 1346"> <p>(1) 当社契約回線等から発信し、本邦内に終始する通信であって、相互接続点を経由する通信またはその相互接続点及びその相互接続点に係る協定事業者と他の協定事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点を経由する通信</p> <p>(2) 他社契約回線から発信し、当社契約回線等へ着信する着払電話機能を伴う通信</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1346 655 1520">3 国際通信</td> <td data-bbox="655 1346 1367 1520">当社契約回線等から発信し、本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われる通信</td> </tr> </tbody> </table>		種類	内容	1 網内通信	当社契約回線等から発信し、2 または 3 以外の通信	2 相互接続通信	<p>(1) 当社契約回線等から発信し、本邦内に終始する通信であって、相互接続点を経由する通信またはその相互接続点及びその相互接続点に係る協定事業者と他の協定事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点を経由する通信</p> <p>(2) 他社契約回線から発信し、当社契約回線等へ着信する着払電話機能を伴う通信</p>	3 国際通信	当社契約回線等から発信し、本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われる通信
種類	内容									
1 網内通信	当社契約回線等から発信し、2 または 3 以外の通信									
2 相互接続通信	<p>(1) 当社契約回線等から発信し、本邦内に終始する通信であって、相互接続点を経由する通信またはその相互接続点及びその相互接続点に係る協定事業者と他の協定事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点を経由する通信</p> <p>(2) 他社契約回線から発信し、当社契約回線等へ着信する着払電話機能を伴う通信</p>									
3 国際通信	当社契約回線等から発信し、本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われる通信									

	<p>イ) 当社は、当社契約回線等により行った通信に係る料金額を適用するため、相互接続通信について、次のとおり区分します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市内通信</td> <td>同一の単位料金区域内に終端のある端末系事業者の端末伝送路設備との間の通信、PHS 事業者の移動無線装置との間の通信または公衆電話設備からの着払電話機能を伴う通信</td> </tr> <tr> <td>2 県内市外通信</td> <td>同一の都県(その都県の区域について平成 11 年郵政省令第 24 号で定めがある場合は、その定めによります。)内に終始する端末系事業者の端末伝送路設備との間の通信であって 1 以外の通信</td> </tr> <tr> <td>3 県間市外通信</td> <td>端末系事業者の端末伝送路設備との間の通信であって 1 及び 2 以外のもの</td> </tr> <tr> <td>4 その他通信</td> <td>PHS 事業者の移動無線装置との間の通信または携帯・自動車電話設備若しくは公衆電話設備からの着払電話機能を伴う通信であって 1 以外の通信</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適用する通信	1 市内通信	同一の単位料金区域内に終端のある端末系事業者の端末伝送路設備との間の通信、PHS 事業者の移動無線装置との間の通信または公衆電話設備からの着払電話機能を伴う通信	2 県内市外通信	同一の都県(その都県の区域について平成 11 年郵政省令第 24 号で定めがある場合は、その定めによります。)内に終始する端末系事業者の端末伝送路設備との間の通信であって 1 以外の通信	3 県間市外通信	端末系事業者の端末伝送路設備との間の通信であって 1 及び 2 以外のもの	4 その他通信	PHS 事業者の移動無線装置との間の通信または携帯・自動車電話設備若しくは公衆電話設備からの着払電話機能を伴う通信であって 1 以外の通信
区 分	適用する通信										
1 市内通信	同一の単位料金区域内に終端のある端末系事業者の端末伝送路設備との間の通信、PHS 事業者の移動無線装置との間の通信または公衆電話設備からの着払電話機能を伴う通信										
2 県内市外通信	同一の都県(その都県の区域について平成 11 年郵政省令第 24 号で定めがある場合は、その定めによります。)内に終始する端末系事業者の端末伝送路設備との間の通信であって 1 以外の通信										
3 県間市外通信	端末系事業者の端末伝送路設備との間の通信であって 1 及び 2 以外のもの										
4 その他通信	PHS 事業者の移動無線装置との間の通信または携帯・自動車電話設備若しくは公衆電話設備からの着払電話機能を伴う通信であって 1 以外の通信										
(3)通信地域間距離の測定	<p>相互接続通信の通信地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。</p> <p>ア) 当社は、全国の区域を一辺 2km の正方形に区分し、その区分した区画(以下「方形区画」といいます。)にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。</p> <p>イ) 通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、当社契約回線等が収容されている直加入サービス取扱所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画とし、当社が指定する電話サービス取扱所において、その方形区画の番号(以下「方形区画番号」といいます。)を閲覧に供します。</p> <p>ウ) 通信地域間距離は、双方の通信地域間距離測定のための起算点となる方形区画番号に基づき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に 1km 未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。</p> $\text{通信地域間距離} = \sqrt{\left[\begin{array}{c} \text{縦軸の方形区画} \\ \text{番号の数差} \times 2 \end{array} \right]^2 + \left[\begin{array}{c} \text{横軸の方形区画} \\ \text{番号の数差} \times 2 \end{array} \right]^2}$										
(4)通信時間の測定等	<p>ア) 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による送受信器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社及び協定事業者の機器により測定します。</p> <p>イ) 回線の故障等通信を発信者または着信者の責任によらない理由により、通信を行うことができなかつたと当社が認めた時間は、アの通信時間に算入しません。</p>										
(5)当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア) 過去 1 年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する暦月の前の 12 ヶ月における 1 日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ) ア以外の場合</p>										

	把握可能な実績に基づきアに準じて算出した額												
(6)昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日、日曜日、祝日の料金額の適用	<p>2（料金額）の2-2-3 着払電話機能を伴う通信に規定する直加入契約者に係る通信を除く通信について、昼間、夜間及び深夜・早朝の区分及び土曜日・日曜日・祝日の区分による時間帯を設定します。</p> <p>ア) 昼間、夜間及び深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。ただし、イの区分による時間帯は除くものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>午前8時から午後7時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午後7時から午後11時までの間</td> </tr> <tr> <td>深夜・早朝</td> <td>午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ) 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td>土曜日・日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時間帯	昼間	午前8時から午後7時までの間	夜間	午後7時から午後11時までの間	深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間	区分	時間帯	土曜日・日曜日・祝日	土曜日・日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間
区分	時間帯												
昼間	午前8時から午後7時までの間												
夜間	午後7時から午後11時までの間												
深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間												
区分	時間帯												
土曜日・日曜日・祝日	土曜日・日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間												
(7)相互接続通信及び国際通信に係る料金額の適用	相互接続通信及び国際通信に係る2（料金額）に定める料金額は、当社及び協定事業者（相互接続通信については当社が別に定める協定事業者に限ります。）のサービス提供区間を合わせて、当社が設定する額とします。												
(8)本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取扱います。												

2 料金額

2-1 網内通信

無料

2-2 相互接続通信

2-2-1 通信相手先が固定電話に係る国内通信

(1) タリフA

区分	単位：円/2分までごとに			
	昼間	土曜日・日曜日・祝日	夜間	深夜・早朝

(2) タリフB

	単位：円/3分までごとに		
	昼間	夜間	深夜・早朝

区分		土曜日・日曜日・祝日		
市内通信、市外通信ともに	7.5 円	7.5 円	7.5 円	7.5 円

2-2-2 PHS事業者に係るもの

区分	次の秒数までごとに 10 円			
	昼間	夜間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日		
市内通信、市外通信ともに	60	60	60	60
上記のほかに通信 1 回ごとに	10 円			

2-2-3 携帯事業者に係るもの

(1) タリフA

区分	次の秒数までごとに 20 円			
	昼間	夜間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日		
通信の地域間距離にかかわらず	60	60	60	60

(2) タリフB

区分	次の秒数までごとに 11 円			
	昼間	夜間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日		
通信の地域間距離にかかわらず	30	30	30	30

※ 上記プランにて、弊社からご請求させて頂きます通話料金の一部サービスについて、通話料回収代行をおこなっておりますので、表記の通話料と異なる場合もあります。

2-2-3 着払電話機能を伴う通信

(1) 固定端末設備から発信されるもの

区分	次の秒数までごとに市内通信については 8.5 円、それ以外の通信については 10 円					
		昼間	夜間	深夜・早朝		
		土曜日・日曜日・祝日				
1. 市内通信		180	180	180	240	
2. 県内市外通信	通信の地域間距離	20kmまで	90	90	90	120
		30 kmまで	60	75	75	90
		60 kmまで	60	75	75	90
		100kmまで	45	60	60	90
		100kmを超えるもの	45	60	60	90
3. 県間市外通信	通信の地域間距離	20kmまで	90	90	90	120
		30 kmまで	60	60	60	75
		60 kmまで	45	60	60	75
		100kmまで	30	45	45	60
		100kmを超えるもの	23	26	26	45

(2) 携帯・自動車電話設備から発信されるもの

区分	次の秒数までごとに 10 円				
		昼間		夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日			
その他通信	14	15		15	16

(3) PHS事業者の移動無線装置から発信されるもの

区分			次の秒数までごとに 10 円				
				昼間		夜間	深夜・早朝
				土曜日・日曜日・祝日			
市内通信			45	45		45	60
その他通信	通信の 地域間 距離	20kmまで	45	45		45	60
		60kmまで	23	23		23	30
		60kmを 超えるもの	12	14		14	15
上記のほかに通信 1 回ごとに			10 円				

(4) 公衆電話設備から発信されるもの

区分			次の秒数までごとに市内通信については 10 円				
				昼間		夜間	深夜・早朝
				土曜日・日曜日・祝日			
1. 市内通信			23	23		23	23
その他通信	通信の 地域間 距離	20kmまで	23	23		23	23
		30kmまで	23	23		23	23
		60kmまで	23	23		23	23
		100kmまで	21	21		21	21
		100kmを 超えるもの	18	18		18	18

2-3 国際通信の取扱地域（課税対象外）

以下の通信制限グループの通り、各国への通信を制限または中止します。

通信制限グループ 1：通信の制限をしない国

通信制限グループ 2：緊急時に取り扱いを制限または中止する国

通信制限グループ 3：土日祝日の前日 20 時～翌営業日の 8 時まで、および緊急時に取り扱いを制限または中止する国

通信制限グループ 4：通信の取り扱いを中止する国

単位：円/1 分までごと

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限 グループ
アイスランド共和国	Iceland	31 円	2
アイルランド	Ireland	20 円	2
アゼルバイジャン共和国	Azerbaijan	64 円	3
アゾレス諸島	Azores Islands	35 円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
アフガニスタン・イスラム共和国	Afghanistan	76 円	4
アメリカ合衆国（アラスカおよびハワイを除きます。）	USA	8 円	1
アラスカ	Alaska	8 円	2
アラブ首長国連邦	United Arab	50 円	2
アルジェリア民主人民共和国	Algeria	47 円	3
アルゼンチン共和国	Argentina	32 円	2
アルバ	Aruba	32 円	4
アルメニア共和国	Armenia	64 円	3
アンゴラ共和国	Angola	45 円	2
アンティグア・バーブーダ	Antigua	32 円	4
アンドラ公国	Andorra	24 円	4
イエメン共和国	Yemen Arab	84 円	3
イスラエル国	Israel	30 円	2
イタリア共和国	Italy	20 円	1
イラク共和国	Iraq	84 円	4
イラン・イスラム共和国	Iran	80 円	2
インド	India	80 円	1
インドネシア共和国	Indonesia	45 円	1
ウガンダ共和国	Uganda	50 円	3
ウクライナ	Ukraine	50 円	3
ウズベキスタン共和国	Uzbekistan	64 円	2
ウルグアイ東方共和国	Uruguay	32 円	3
英領バージン諸島	British Virgin	40 円	4
エクアドル共和国	Ecuador	32 円	2
エジプト・アラブ共和国	Egypt	75 円	2
エリトリア国	Eritrea	80 円	3
エルサルバドル共和国	El Salvador	32 円	2
オーストラリア連邦	Australia	20 円	1
オーストリア共和国	Austria	30 円	3
オマーン国	Oman	80 円	2
オランダ王国	Netherlands	20 円	2
オランダ領アンティール	Netherlands Antilles	32 円	4

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限 グループ
ガーナ共和国	Ghana	70 円	2
カーボベルデ共和国	Cape Verde	75 円	4
カザフスタン共和国	Kazakhstan	64 円	4
カタール国	Qatar	84 円	2
カナダ	Canada	8 円	1
カナリア諸島	Canarias Islands	30 円	3
ガボン共和国	Gabon	70 円	2
カンボジア王国	Cambodia	48 円	2
キプロス共和国	Cyprus	45 円	2
キューバ共和国	Cuba	100 円	3
ギリシャ共和国	Greece	35 円	2
キリバス共和国	Kiribati	70 円	4
キルギス共和国	Kyrgyzstan	64 円	2
グアテマラ共和国	Guatemala	32 円	2
グアドループ島	Guadeloupe	32 円	4
グアム	Guam	20 円	1
クウェート国	Kuwait	80 円	2
クック諸島	Cook Islands	70 円	4
グリーンランド	Greenland	60 円	4
クリスマス島	Christmas Islands	60 円	4
グルジア	Georgia	64 円	3
グレート・ブリテンおよび北部アイル ランド連合王国	UK	20 円	1
グレナダ	Grenada	32 円	4
クロアチア共和国	Croatia	55 円	3
ケイマン諸島	Cayman Island	32 円	3
ケニア共和国	Kenya	75 円	2
ココス・キーリング諸島	Cocos Island	60 円	4
コスタリカ共和国	Costa Rica	32 円	2
コロンビア共和国	Colombia	32 円	2
サイパン	Saipan	30 円	2
サウジアラビア王国	Saudi Arabia	80 円	2
サモア独立国	Western Samoa	52 円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限 グループ
サントメ・プリンシペ民主共和国	Sao Tome & Principe	100 円	4
ザンビア共和国	Zambia	70 円	2
サンピエール島・ミクロン島	St. Pierre & Miquelon	40 円	4
ジブチ共和国	Djibouti	71 円	3
ジブラルタル	Gibraltar	47 円	2
ジャマイカ	Jamaica	32 円	3
シリア・アラブ共和国	Syrian Arab	84 円	4
シンガポール共和国	Singapore	20 円	1
シント・マールテン	Sint Maarten	32 円	4
ジンバブエ共和国	Zimbabwe	70 円	3
スイス連邦	Switzerland	23 円	2
スウェーデン王国	Sweden	20 円	2
スーダン共和国	Sudan	71 円	3
スペイン	Spain	30 円	3
スペイン領北アフリカ	North Africa	30 円	3
スリナム共和国	Suriname	80 円	4
スリランカ民主社会主義共和国	Sri Lanka	75 円	2
スロバキア共和国	Slovak Republic	45 円	2
スロベニア共和国	Slovenia	47 円	3
スワジランド王国	Swaziland	45 円	4
赤道ギニア共和国	Equatorial Guinea	72 円	3
セネガル共和国	Senegal	80 円	4
セントクリストファー・ネイビス	St.Christopher&Nevis	80 円	4
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	St.Vincent&Grenadines	32 円	4
タークスおよびカイコス諸島	Turks&Caicos	32 円	4
タイ王国	Thailand	45 円	1
大韓民国	Korea	20 円	1
台湾	Taiwan	30 円	1
タジキスタン共和国	Tajikistan	60 円	2
タンザニア連合共和国	Tanzania	80 円	2
チェコ共和国	Czech Republic	45 円	2
チャド共和国	Chad	72 円	4

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
中央アフリカ共和国	Central African	72 円	4
中華人民共和国	China	30 円	1
チュニジア共和国	Tunisia	70 円	3
朝鮮民主主義人民共和国	Korea, North	90 円	2
チリ共和国	Chile	32 円	3
ツバル	Tuvalu	70 円	3
デンマーク王国	Denmark	30 円	2
ドイツ連邦共和国	Germany	20 円	1
ドミニカ共和国	Dominican Republic	32 円	4
トリニダード・トバゴ共和国	Trinidad & Tobago	32 円	2
トルクメニスタン	Turkmenistan	64 円	3
トルコ共和国	Turkey	45 円	2
トンガ王国	Tonga	52 円	4
ナイジェリア連邦共和国	Nigeria	80 円	4
ナウル共和国	Nauru	70 円	4
ナミビア共和国	Namibia	72 円	4
ニウエ	Niue	80 円	4
ニカラグア共和国	Nicaragua	32 円	2
ニューカレドニア	New Caledonia	52 円	2
ニュージーランド	New Zealand	25 円	2
ネパール	Nepal	76 円	2
ノーフォーク島	Norfolk Island	60 円	4
ノルウェー王国	Norway	20 円	2
バーレーン王国	Bahrain	80 円	2
パキスタン・イスラム共和国	Pakistan	70 円	2
バチカン市国	Vatican	20 円	1
パナマ共和国	Panama	32 円	2
バヌアツ共和国	Vanuatu	80 円	3
バハマ国	Bahamas	32 円	4
パプアニューギニア独立国	Papua New Guinea	70 円	3
バミューダ諸島	Bermuda	32 円	3
パラオ共和国	Palau	70 円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限 グループ
パラグアイ共和国	Paraguay	60 円	3
バルバドス	Barbados	32 円	4
パレスチナ	Palestine	30 円	2
ハワイ	Hawaii	8 円	1
ハンガリー共和国	Hungary	35 円	2
バングラデシュ人民共和国	Bangladesh	70 円	2
フィジー共和国	Fiji Island	50 円	2
フィリピン共和国	Philippines	30 円	1
フィンランド共和国	Finland	23 円	2
ブータン王国	Bhutan	70 円	2
プエルトリコ	Puerto Rico	40 円	2
フェロー諸島	Faeroes	48 円	4
フォークランド諸島	Falkland Islands	70 円	4
ブラジル連邦共和国	Brazil	30 円	2
フランス共和国	France	20 円	1
フランス領ギアナ	French Guiana	32 円	4
フランス領ポリネシア	French Poly	50 円	2
ブルガリア共和国	Bulgaria	55 円	3
ブルキナファソ	Burkina Faso	80 円	3
ブルネイ・ダルサラーム国	Brunei	48 円	2
米領サモア	American Samoa	50 円	4
米領バージン諸島	American Virgin	20 円	2
ベトナム社会主義共和国	Vietnam	48 円	1
ベナン共和国	Benin	80 円	4
ベネズエラ・ボリバル共和国	Venezuela	32 円	3
ベラルーシ共和国	Belarus	64 円	3
ベリーズ	Belize	32 円	2
ペルー共和国	Peru	32 円	2
ベルギー王国	Belgium	20 円	2
ポーランド共和国	Poland	40 円	3
ボツワナ共和国	Botswana	72 円	2
ボリビア共和国	Bolivia	32 円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限 グループ
ポルトガル共和国	Portugal	35 円	2
香港	Hong Kong	20 円	1
ホンジュラス共和国	Honduras	70 円	2
マーシャル諸島共和国	Marshall Islands	52 円	3
マイヨット島	Mayotte	72 円	4
マカオ	Macau	30 円	2
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	Macedonia	64 円	3
マダガスカル共和国	Madagascar	72 円	3
マディラ諸島	Madeira Islands	35 円	2
馬拉ウイ共和国	Malawi	71 円	2
マルタ共和国	Malta	48 円	2
マルチニーク島	Martinique	32 円	4
マレーシア	Malaysia	30 円	1
ミクロネシア連邦	Micronesia	52 円	2
南アフリカ共和国	South Africa	72 円	2
ミャンマー連邦	Myanmar	48 円	2
メキシコ合衆国	Mexico	35 円	2
モーリシャス共和国	Mauritius	70 円	2
モザンビーク共和国	Mozambique	80 円	3
モナコ公国	Monaco	24 円	3
モルディヴ共和国	Maldives	72 円	3
モロッコ王国	Morocco	70 円	3
モンゴル国	Mongolia	48 円	2
モンセラット	Montserrat	80 円	4
ヨルダン・ハシミテ王国	Jordan	79 円	2
ラオス人民民主共和国	Laos	48 円	2
リビア国	Libya	70 円	4
ルーマニア	Romania	60 円	2
ルクセンブルク大公国	Luxembourg	35 円	2
ルワンダ共和国	Rwanda	72 円	3
レソト王国	Lesotho	70 円	3
レバノン共和国	Lebanon	80 円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
レユニオン	Reunion Island	70 円	4
ロシア連邦	Russia	45 円	2
インマルサット-F/BGAN	Inmarsat-F/BGAN	209 円	2

第3 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金は、次のとおりとします。

区分	内容
加入料	直加入契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
端末設置費	本サービスを利用するための端末を設置するために要する料金

2 料金額

区分	単位	料金額
加入料	1 契約ごとに	100,000 円
端末設置費	1 契約ごとに	実費

第4 重複掲載料

区分	単位	料金額
電話帳の重複掲載料	電話帳発行の都度 1 掲載ごとに	500 円

第2表 工事に関する費用

1 配線工事費及び機器設置工事費は、1 の工事ごとに当社が別に算定する実費とします。

第3表 附帯サービスに関する料金

電話番号案内に関する料金

区分	単位	料金額
電話番号案内料金	1 電話番号ごとに	260 円

料金表C 本約款第5条に定める(7)第4種IP通信サービスについては本料金表を適用する。

第1表 直加入サービスの料金

第1 定額利用料

1 料金額

(1) 基本サービス使用料

①月間累積符号総量がなく、固定グローバルIPアドレスを1つ付与するもの。

区分	内容	単位	料金額 (月額)
基本IP電話サービス	電話番号を1つ付与し、同時に6通話可能なサービス ※ゲートウェイタイプの場合は、電話番号を1つ付与し、同時に4通話可能なサービス	契約回線ごと	25,000円
IP接続サービス	100MB/s共用 (100MB/sの伝送速度の符号伝送が可能であって複数の当社契約回線によりその帯域を共用するもの)		

※但し、基本IP電話サービスまたはIP接続サービスの単独での利用はできません。

②月間累積符号総量がなく、固定グローバルIPアドレスを8つ付与するもの。

区分	内容	単位	料金額 (月額)
基本IP電話サービス	電話番号を1つ付与し、同時に6通話可能なサービス ※ゲートウェイタイプの場合は、電話番号を1つ付与し、同時に4通話可能なサービス	契約回線ごと	38,000円
IP接続サービス	100MB/s共用 (100MB/sの伝送速度の符号伝送が可能であって複数の当社契約回線によりその帯域を共用するもの)		

※但し、基本IP電話サービスまたはIP接続サービスの単独での利用はできません。

③月間累積符号総量がなく、固定グローバルIPアドレスを16付与するもの。

区分	内容	単位	料金額 (月額)
基本IP電話サービス	電話番号を1つ付与し、同時に6通話可能なサービス ※ゲートウェイタイプの場合は、電話番号を1つ付与し、同時に4通話可能なサービス	契約回線ごと	58,000円
IP接続サービス	100MB/s共用 (100MB/sの伝送速度の符号伝送が可能であって複数の当社契約回線によりその帯域を共用するもの)		

※但し、基本IP電話サービスまたはIP接続サービスの単独での利用はできません

④当社が提供する電気通信回線に対しIP電話サービスのみ提供するもの A

区分	内容	単位	料金額 (月額)
----	----	----	----------

基本IP電話サービス	電話番号を1つ付与し、同時に6通話可能なサービス ※ゲートウェイタイプの場合は、電話番号を1つ付与し、同時に4通話可能なサービス	契約回線ごと	3,000円
------------	---	--------	--------

⑤当社が提供する電気通信に対しIP電話サービスのみ提供するもの B

区分	内容	単位	料金額（月額）
基本IP電話サービス	電話番号を1つ付与し、同時に6通話可能なサービス ※ゲートウェイタイプの場合は、電話番号を1つ付与し、同時に4通話可能なサービス	契約回線ごと	6,000円

⑥フレッツ回線に対しプロバイダーとIP電話サービスを提供し、固定グローバルIPアドレスを1つ付与するもの。

区分	内容	単位	料金額（月額）
基本IP電話サービス	フレッツADSL用接続アカウントと電話番号を1つ付与し、同時に2通話可能なサービス	契約アカウントごと	7,300円
基本IP電話サービス	Bフレッツファミリータイプ用接続アカウントと電話番号を1つ付与し、同時に3通話可能なサービス	契約アカウントごと	8,800円
基本IP電話サービス	Bフレッツベーシックタイプ用接続アカウントと電話番号を1つ付与し、同時に3通話可能なサービス	契約アカウントごと	15,500円
基本IP電話サービス	Bフレッツビジネスタイプ用接続アカウントと電話番号を1つ付与し、同時に3通話可能なサービス	契約アカウントごと	59,000円

⑦フレッツ回線に対しプロバイダーとIP電話サービスを提供し、固定グローバルIPアドレスを8つ付与するもの。

区分	内容	単位	料金額（月額）
基本IP電話サービス	フレッツADSL用接続アカウントと電話番号を1つ付与し、同時に2通話可能なサービス	契約アカウントごと	11,800円
基本IP電話サービス	Bフレッツファミリータイプ用接続アカウントと電話番号を1つ付与し、同時に3通話可能なサービス	契約アカウントごと	16,000円
基本IP電話サービス	Bフレッツベーシックタイプ用接続アカウントと電話番号を1つ付与し、同時に3通話可能なサービス	契約アカウントごと	25,500円
基本IP電話サービス	Bフレッツビジネスタイプ用接続アカウントと電話番号を1つ付与し、同時に3通話可能なサービス	契約アカウントごと	100,000円

⑧フレッツ回線に対しプロバイダーとIP電話サービスを提供し、固定グローバルIPアドレスを16付与するもの。

区分	内容	単位	料金額（月額）
基本IP電話サービス	Bフレッツベーシックタイプ用接続アカウントと電話番号を1つ付与し、同時に3通話可能なサービス	契約アカウントごと	50,000円
基本IP電話サービス	Bフレッツビジネスタイプ用接続アカウントと電話番号を1つ付与し、同時に3通話可能なサービス	契約アカウントごと	136,000円

(2) 追加サービス使用料

内容	単位	設定、変更手数料	料金額（月額）
同時通話可能数を1つ追加するサービス。 但し、最大追加数は基本IP電話サービス及び(3)付加機能使用料で規定するダイヤルイン機能とあわせて同時通話数については32までとする。	1追加サービスごとに	3,000円	1,000円
電話番号を1つ付与するサービス。 但し、最大追加数は基本IP電話サービス及び(3)付加機能使用料で規定するダイヤルイン機能とあわせて、付与する番号数については40番号までとする。	1追加電話番号ごとに	700円	100円
上記、電話番号を追加付与する際のシステム工事費。	追加工事ごとに	3,000円	-

(3) 付加機能使用料

内容	単位	設定、変更手数料	料金額（月額）
(1)ダイヤルイン任意番号通知 この機能を利用する当社契約回線（第3種IP通信サービスであってダイヤルイン機能の提供を受けているものに限ります。）から行う通話について、その当社契約回線の電話番号に替えて、追加番号を着信先の契約者回線等へ通知する機能	1契約者回線ごとに	1,500円	100円
(2)代表機能 2以上の当社契約回線等について、それらの電話番号を代表する代表電話番号を定め、その代表番号に着信があった場合に、通信中でないいずれか1の当社契約回線等に接続することができるようにする機能	1契約者回線ごとに	-	-
(3)発信電話番号非通知機能 この機能を利用する当社契約回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、その当社契約回線等の電話番号を着信先の契約者回線等へ通知しないようにする機能	-	-	-

(4)ナンバーディスプレイ	この機能を利用する当社契約回線（第3種IP通信サービスに限ります。）へ通知される発信電話番号等を受信することができる機能	-	-	-
(5)一般番号ポータビリティ	<p>直加入契約者が、電話サービスの提供を受ける電話事業者を特定協定事業者から変更し、予め、当社に番号ポータビリティの申込をした場合において、特定協定事業者から直加入契約者に付与された電話番号（一般加入電話・ISDN番号に限る。）を変更することなく、当社のサービスの提供を受けることができるようにするサービス。ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 番号ポータビリティを実施することが技術上困難なとき</p> <p>(2) 直加入契約者が、特定協定事業者と契約しているサービスの提供場所が変更となるとき</p> <p>(3) 特定協定事業者の業務の遂行上支障があるとき</p> <p>(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき</p>	1電話番号ごとに	<p>申込時 1,500円</p> <p>解約時 3,000円</p> <p>但し直加入契約と同時に申し込んだ場合は無料</p>	-
(6)国際接続規制	利用者の申し出により国際電話の発信規制をかける機能	設定変更都度	1,500円	-
(7)自動応答サービス	この機能を利用する当社契約者回線に着信する通話の発信者に対し、不在の旨等を案内する機能	1契約者回線ごとに	3,000円	-
		1電話番号ごとに	-	500円
(8)非通知着信拒否サービス	この機能を利用する当社契約者回線へ発信電話番号等が通知されない通話（通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話または発信電話番号非通知機能の提供を受けている契約者回線から行う通話（当社が別に定める方法により行う通話を除きます。その他発信者が発信電話番号等を通知しない通話に限ります。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能 備考） 1 このサービスを利用する場合（7）ナンバーディスプレイの利用が前提となります。	1契約者回線ごとに	3,000円	-
		1電話番号ごとに	-	350円

	2 当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。			
(9)着信転送サービス	この機能を利用する当社契約者回線に着信する通話を、自動的に他の契約者回線等（当社が別に定めるものに限りません。以下この欄において同じとします。）に転送することができる機能。また契約者の申し出により契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限りません。）から着信する通話のみを転送する機能（以下、指定呼転送サービスといいます。）。 備考) 1 この機能に係る通話については、発信者からこの機能を利用している契約者回線への通話とこの機能を利用している契約者回線から転送先の契約者回線等への通話の2の通話として取り扱います。この場合の通話時間については、転送先に転送して通話ができる状態とした時刻に双方の通話ができる状態にしたものとして測定します。 2 この機能を利用する場合、転送元の電話番号が転送先に通知される場合があるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通話について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止して頂くことがあります。 3 指定呼転送サービスにおいては、予め登録した電話番号等または登録した電話番号等以外の番号を指定して転送することができます。この場合において登録できる電話番号等の数は、1の契約者回線につき1とします。	1 契約者回線ごとに	3,000 円	-
		1 電話番号ごとに	-	100 円
(10)任意番号通知サービス	この機能を利用する当社契約回線（第3種IP通信サービス）から行う通話について、その当社契約回線の電話番号に替えて、任意の契約電話番号を着信先に通知する機能	1 契約者回線ごとに	1,500 円	-
		1 電話番号ごとに	-	200 円
(11)OAB～J着信	契約電話番号が050番号となる電話サー	1 契約者回	20,000 円	-

オプションサービス	ビス契約者に対し、任意の0AB～J番号への発信を当社契約の050番号へ転送して着信するサービス。	線ごとに		
		1電話番号ごとに	-	1,000円

(4) ユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額(月額)
ユニバーサルサービス料	音声通信番号ごと	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則に基づき、総務省告示（平成18年総務省告示第429号）により算定され、電気通信事業法第110条第2項に基づく所要の手続きによる認可を受け定められた金額

第2 通信料金

1 適用

(1)通信の種類	ア) 通信には、次の種類があります。	
	種類	内容
	1 網内通信	当社契約回線等または他社接続回線から発信し、2 または 3 以外の通信
	2 相互接続通信	当社契約回線等または他社接続回線から発信し、本邦内に終始する通信であって、相互接続点を經由する通信またはその相互接続点及びその相互接続点に係る協定事業者と他の協定事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点を經由する通信
	3 国際通信	当社契約回線等または他社接続回線から発信し、本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われる通信
イ) 当社は、当社契約回線等により行った通信に係る料金額を適用するため、相互接続通信について、次のとおり区分します。		
ウ) 当社は、当社契約回線等または他社接続回線により行った通信に係る料金額を適用するため、相互接続通信について、次のとおり区分します。		
区分		適用する通信
1 固定電話通信		2、3、4 以外の通信
2 携帯電話通信		携帯・自動車電話設備へ着信する通信
3 PHS 通信		PHS 設備へ着信する通信
4 IP 電話通信		IP 電話設備へ着信する通信
(2)相互接続通信及び国際通信に係る料金額の適用	相互接続通信及び国際通信に係る2（料金額）に定める料金額は、当社及び協定事業者（相互接続通信については当社が別に定める協定事業者に限ります。）のサービス提供区間を合わせて、当社が設定する額とします。	

(3)本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間の通信の取扱い	本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取扱います。
-------------------------------------	---

2 料金額

2-1 網内通信

無料

2-2 相互接続通信

2-2-1 2-2-2 以外のもの

ア プラン I

(1) (2)、(3)以外のもの

区分			次の秒数までごとに4円			
			昼間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日			
1. 市内通信			120	120	120	120
2. 県内市外通信	通信の 地域間 距離	20kmまで	90	90	90	90
		30kmまで	60	60	60	60
		60kmまで	60	60	60	60
		100kmまで	45	45	45	45
		100kmを超えるもの	45	45	45	45
3. 県間市外通信	通信の 地域間 距離	20kmまで	90	90	90	90
		30kmまで	60	60	60	60
		60kmまで	45	45	45	45
		100kmまで	30	30	30	30
		100kmを超えるもの	23	23	23	23

(2) PHS事業者に係るもの

区分			次の秒数までごとに10円			
			昼間		夜間	深夜・早朝
			土曜日・日曜日・祝日			
市内通信			60	60	60	90
その他通信	通信の 地域間 距離	20kmまで	60	60	60	90
		30kmまで	45	45	45	60
		60kmまで	36	36	36	45
		100kmまで	18	26	26	36
		160kmまで	15	20	20	26
		160kmを超えるもの	15	17	17	20

上記通信料のほかに通信 1 回ごとに	10 円
--------------------	------

(3) 携帯事業者に係るもの

① タリフA

区分	次の秒数までごとに 20 円			
	60	昼間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
通信の地域間距離にかかわらず	60	60	60	60

② タリフB

区分	次の秒数までごとに 11 円			
	30	昼間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
通信の地域間距離にかかわらず	30	30	30	30

※ 上記プランIにて、弊社からご請求させていただきます通話料金の一部サービスについて、通話料回収代行をおこなっておりますので、表記の通話料と異なる場合もあります。

イ プランII

(1) (2)、(3) 以外のもの

区分			料金額 (3分までごとに)
市内通信			6 円
県内市外通信	通信の 地域間 距離	20kmまで	10 円
		20kmを超え 100kmまでのもの	14 円
		100kmを超えるもの	18 円
県間市外通信	通信の 地域間 距離	20kmまでのもの	10 円
		20kmを超え 100kmまでのもの	14 円
		100kmを超えるもの	18 円

(2) PHS事業者に係るもの

区分	次の秒数までごとに 10 円				
	60	昼間	夜間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日			
市内通信	60	60	60	90	
その他通信	通信の 地域間 距離	20kmまで	60	60	90
		30kmまで	45	45	60
		60kmまで	36	36	45
		100kmまで	18	26	36
		160kmまで	15	20	26
		160kmを超えるもの	15	17	20
上記通信料のほかに通信 1 回ごとに		10 円			

(3) 携帯事業者に係るもの

①タリフA

区分	次の秒数までごとに 20 円			
	60	昼間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
通信の地域間距離にかかわらず	60	60	60	60

② タリフB

区分	次の秒数までごとに 11 円			
	30	昼間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
通信の地域間距離にかかわらず	30	30	30	30

※ 上記プランⅡにて、弊社からご請求させていただきます通話料金の一部サービスについて、通話料回収代行をおこなっておりますので、表記の通話料と異なる場合もあります。

2-3 国際通信の取扱地域（課税対象外）

以下の通信制限グループの通り、各国への通信を制限または中止します。

通信制限グループ1：通信の制限をしない国

通信制限グループ2：緊急時に取り扱いを制限または中止する国

通信制限グループ3：土日祝日の前日 20 時～翌営業日の 8 時まで、および緊急時に取り扱いを制限または中止する国

通信制限グループ4：通信の取り扱いを中止する国

単位：円/1 分までごと

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
アイスランド共和国	Iceland	31 円	2
アイルランド	Ireland	20 円	2
アゼルバイジャン共和国	Azerbaijan	64 円	3
アゾレス諸島	Azores Islands	35 円	2
アフガニスタン・イスラム共和国	Afghanistan	76 円	4
アメリカ合衆国（アラスカおよびハワイを除きます。）	USA	8 円	1
アラスカ	Alaska	8 円	2
アラブ首長国連邦	United Arab	50 円	2
アルジェリア民主人民共和国	Algeria	47 円	3
アルゼンチン共和国	Argentina	32 円	2
アルバ	Aruba	32 円	4
アルメニア共和国	Armenia	64 円	3
アンゴラ共和国	Angola	45 円	2
アンティグア・バーブーダ	Antigua	32 円	4
アンドラ公国	Andorra	24 円	4

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
イエメン共和国	Yemen Arab	84 円	3
イスラエル国	Israel	30 円	2
イタリア共和国	Italy	20 円	1
イラク共和国	Iraq	84 円	4
イラン・イスラム共和国	Iran	80 円	2
インド	India	80 円	1
インドネシア共和国	Indonesia	45 円	1
ウガンダ共和国	Uganda	50 円	3
ウクライナ	Ukraine	50 円	3
ウズベキスタン共和国	Uzbekistan	64 円	2
ウルグアイ東方共和国	Uruguay	32 円	3
英領バージン諸島	British Virgin	40 円	4
エクアドル共和国	Ecuador	32 円	2
エジプト・アラブ共和国	Egypt	75 円	2
エリトリア国	Eritrea	80 円	3
エルサルバドル共和国	El Salvador	32 円	2
オーストラリア連邦	Australia	20 円	1
オーストリア共和国	Austria	30 円	3
オマーン国	Oman	80 円	2
オランダ王国	Netherlands	20 円	2
オランダ領アンティール	Netherlands Antilles	32 円	4
ガーナ共和国	Ghana	70 円	2
カーボベルデ共和国	Cape Verde	75 円	4
カザフスタン共和国	Kazakhstan	64 円	4
カタール国	Qatar	84 円	2
カナダ	Canada	8 円	1
カナリア諸島	Canarias Islands	30 円	3
ガボン共和国	Gabon	70 円	2
カンボジア王国	Cambodia	48 円	2
キプロス共和国	Cyprus	45 円	2
キューバ共和国	Cuba	100 円	3
ギリシャ共和国	Greece	35 円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
キリバス共和国	Kiribati	70 円	4
キルギス共和国	Kyrgyzstan	64 円	2
グアテマラ共和国	Guatemala	32 円	2
グアドループ島	Guadeloupe	32 円	4
グアム	Guam	20 円	1
クウェート国	Kuwait	80 円	2
クック諸島	Cook Islands	70 円	4
グリーンランド	Greenland	60 円	4
クリスマス島	Christmas Islands	60 円	4
グルジア	Georgia	64 円	3
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	UK	20 円	1
グレナダ	Grenada	32 円	4
クロアチア共和国	Croatia	55 円	3
ケイマン諸島	Cayman Island	32 円	3
ケニア共和国	Kenya	75 円	2
ココス・キーリング諸島	Cocos Island	60 円	4
コスタリカ共和国	Costa Rica	32 円	2
コロンビア共和国	Colombia	32 円	2
サイパン	Saipan	30 円	2
サウジアラビア王国	Saudi Arabia	80 円	2
サモア独立国	Western Samoa	52 円	2
サントメ・プリンシペ民主共和国	Sao Tome & Principe	100 円	4
ザンビア共和国	Zambia	70 円	2
サンピエール島・ミクロン島	St. Pierre & Miquelon	40 円	4
ジブチ共和国	Djibouti	71 円	3
ジブラルタル	Gibraltar	47 円	2
ジャマイカ	Jamaica	32 円	3
シリア・アラブ共和国	Syrian Arab	84 円	4
シンガポール共和国	Singapore	20 円	1
シント・マールテン	Sint Maarten	32 円	4
ジンバブエ共和国	Zimbabwe	70 円	3
スイス連邦	Switzerland	23 円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限 グループ
スウェーデン王国	Sweden	20 円	2
スーダン共和国	Sudan	71 円	3
スペイン	Spain	30 円	3
スペイン領北アフリカ	North Africa	30 円	3
スリナム共和国	Suriname	80 円	4
スリランカ民主社会主義共和国	Sri Lanka	75 円	2
スロバキア共和国	Slovak Republic	45 円	2
スロベニア共和国	Slovenia	47 円	3
スワジランド王国	Swaziland	45 円	4
赤道ギニア共和国	Equatorial Guinea	72 円	3
セネガル共和国	Senegal	80 円	4
セントクリストファー・ネイビス	St.Christopher&Nevis	80 円	4
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	St.Vincent&Grenadines	32 円	4
タークスおよびカイコス諸島	Turks&Caicos	32 円	4
タイ王国	Thailand	45 円	1
大韓民国	Korea	20 円	1
台湾	Taiwan	30 円	1
タジキスタン共和国	Tajikistan	60 円	2
タンザニア連合共和国	Tanzania	80 円	2
チェコ共和国	Czech Republic	45 円	2
チャド共和国	Chad	72 円	4
中央アフリカ共和国	Central African	72 円	4
中華人民共和国	China	30 円	1
チュニジア共和国	Tunisia	70 円	3
朝鮮民主主義人民共和国	Korea, North	90 円	2
チリ共和国	Chile	32 円	3
ツバル	Tuvalu	70 円	3
デンマーク王国	Denmark	30 円	2
ドイツ連邦共和国	Germany	20 円	1
ドミニカ共和国	Dominican Republic	32 円	4
トリニダード・トバゴ共和国	Trinidad & Tobago	32 円	2
トルクメニスタン	Turkmenistan	64 円	3

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限 グループ
トルコ共和国	Turkey	45 円	2
トンガ王国	Tonga	52 円	4
ナイジェリア連邦共和国	Nigeria	80 円	4
ナウル共和国	Nauru	70 円	4
ナミビア共和国	Namibia	72 円	4
ニウエ	Niue	80 円	4
ニカラグア共和国	Nicaragua	32 円	2
ニューカレドニア	New Caledonia	52 円	2
ニュージーランド	New Zealand	25 円	2
ネパール	Nepal	76 円	2
ノーフォーク島	Norfolk Island	60 円	4
ノルウェー王国	Norway	20 円	2
バーレーン王国	Bahrain	80 円	2
パキスタン・イスラム共和国	Pakistan	70 円	2
バチカン市国	Vatican	20 円	1
パナマ共和国	Panama	32 円	2
バヌアツ共和国	Vanuatu	80 円	3
バハマ国	Bahamas	32 円	4
パプアニューギニア独立国	Papua New Guinea	70 円	3
バミューダ諸島	Bermuda	32 円	3
パラオ共和国	Palau	70 円	2
パラグアイ共和国	Paraguay	60 円	3
バルバドス	Barbados	32 円	4
パレスチナ	Palestine	30 円	2
ハワイ	Hawaii	8 円	1
ハンガリー共和国	Hungary	35 円	2
バングラデシュ人民共和国	Bangladesh	70 円	2
フィジー共和国	Fiji Island	50 円	2
フィリピン共和国	Philippines	30 円	1
フィンランド共和国	Finland	23 円	2
ブータン王国	Bhutan	70 円	2
プエルトリコ	Puerto Rico	40 円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
フェロー諸島	Faeroes	48 円	4
フォークランド諸島	Falkland Islands	70 円	4
ブラジル連邦共和国	Brazil	30 円	2
フランス共和国	France	20 円	1
フランス領ギアナ	French Guiana	32 円	4
フランス領ポリネシア	French Poly	50 円	2
ブルガリア共和国	Bulgaria	55 円	3
ブルキナファソ	Burkina Faso	80 円	3
ブルネイ・ダルサラーム国	Brunei	48 円	2
米領サモア	American Samoa	50 円	4
米領バージン諸島	American Virgin	20 円	2
ベトナム社会主義共和国	Vietnam	48 円	1
ベナン共和国	Benin	80 円	4
ベネズエラ・ボリバル共和国	Venezuela	32 円	3
ベラルーシ共和国	Belarus	64 円	3
ベリーズ	Belize	32 円	2
ペルー共和国	Peru	32 円	2
ベルギー王国	Belgium	20 円	2
ポーランド共和国	Poland	40 円	3
ボツワナ共和国	Botswana	72 円	2
ボリビア共和国	Bolivia	32 円	2
ポルトガル共和国	Portugal	35 円	2
香港	Hong Kong	20 円	1
ホンジュラス共和国	Honduras	70 円	2
マーシャル諸島共和国	Marshall Islands	52 円	3
マイヨット島	Mayotte	72 円	4
マカオ	Macau	30 円	2
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	Macedonia	64 円	3
マダガスカル共和国	Madagascar	72 円	3
マディラ諸島	Madeira Islands	35 円	2
馬拉ウイ共和国	Malawi	71 円	2
マルタ共和国	Malta	48 円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
マルチニーク島	Martinique	32 円	4
マレーシア	Malaysia	30 円	1
ミクロネシア連邦	Micronesia	52 円	2
南アフリカ共和国	South Africa	72 円	2
ミャンマー連邦	Myanmar	48 円	2
メキシコ合衆国	Mexico	35 円	2
モーリシャス共和国	Mauritius	70 円	2
モザンビーク共和国	Mozambique	80 円	3
モナコ公国	Monaco	24 円	3
モルディヴ共和国	Maldives	72 円	3
モロッコ王国	Morocco	70 円	3
モンゴル国	Mongolia	48 円	2
モンセラット	Montserrat	80 円	4
ヨルダン・ハシミテ王国	Jordan	79 円	2
ラオス人民民主共和国	Laos	48 円	2
リビア国	Libya	70 円	4
ルーマニア	Romania	60 円	2
ルクセンブルク大公国	Luxembourg	35 円	2
ルワンダ共和国	Rwanda	72 円	3
レソト王国	Lesotho	70 円	3
レバノン共和国	Lebanon	80 円	2
レユニオン	Reunion Island	70 円	4
ロシア連邦	Russia	45 円	2
インマルサット- F/BGAN	Inmarsat- F/BGAN	209 円	2

第3 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金は、次のとおりとします。

区分	内容
加入料	直加入契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

2 料金額

区分	単位	料金額
----	----	-----

加入料	1 契約ごとに	500 円
-----	---------	-------

附 則

この直加入サービス契約約款は、平成 14 年 1 月 30 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 14 年 5 月 17 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 14 年 6 月 6 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 14 年 8 月 1 日から有効となります。

経過措置

この改正規定実施の際、改正前の約款の規定による着払電話機能サービスについては、この改正規定実施の日において着払電話機能を伴う通信に規定するプランAの契約とみなします。

附 則

この改正規定は、平成 14 年 9 月 1 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 14 年 12 月 1 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 15 年 6 月 16 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 15 年 8 月 1 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 15 年 11 月 1 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 15 年 12 月 1 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 16 年 8 月 1 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 18 年 9 月 1 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 19 年 6 月 1 日から有効となります。

附 則

この改正規定は、平成 19 年 8 月 1 日から有効となります。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 20 年 9 月 1 日から有効となります。
(契約申込みの承諾)
- 2 第 11 条 7 項に反社会的勢力に対する文言を追加しました。
(当社が行う契約の解除)
- 3 第 19 条 2 項に反社会的勢力に対する文言を追加しました。
- 4 第 39 条 3 項に個別料金設定に対する文言を追加しました。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 21 年 1 月 1 日から有効となります。
(2-3 国際通信の取扱地域)
- 2 2009 年 1 月 1 日より、インマルサット社のインマルサット衛星通信サービスの海域番号(=国番号)が「870」に統一されました。これに伴い料金表を修正しました

附 則

- 1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 1 日から有効となります。
(ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額を変更しました。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から有効となります。
(付加サービス)
- 2 平成 22 年 6 月 1 日より留守番電話サービスの新規受付を中止しました。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から有効となります。
(ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額を変更しました。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 23 年 3 月 1 日から有効となります。
(付加サービス)
- 2 平成 23 年 2 月 28 日に留守番電話サービスを終了しました。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から有効となります。
(反社会的勢力に関する文言)
- 2 反社会的勢力に関する各条文内容について変更しました。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から有効となります。
(ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 3 月 23 日から有効となります。
(料金表 A、料金表 B、料金表 C 2-3 国際通信の取扱地域)
- 2 地域と料金額について以下を追加しました。
シント・マルテン、南スーダン共和国

附 則

- 1 この改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から有効となります。
(ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額を変更しました。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 25 年 2 月 1 日から有効となります。
(料金表)
- 2 料金表 B、料金表 C の各種料金額を変更しました。
(付加サービス)
- 3 料金表 B、料金表 C の付加機能使用料に、任意番号通知サービス、OAB～J 着信オプションサービスを追加しました。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から有効となります。
(料金表)
- 2 料金表から税込価格を削除しました。

附則

- 1 この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から有効となります。
(新規受付の中止)
- 2 平成 26 年 8 月 31 日より着払電話機能のうちプランBの新規受付を中止しました。

附則

- 1 この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から有効となります。
(新規受付の中止)
- 2 平成 26 年 10 月 1 日より第 3 種IP通信サービスおよび第 4 種IP通信サービスに係るMEDiA IP PHONEおよびMEDiA IP PHONE Lightの新規受付を中止しました。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から有効となります。
(ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額を変更しました。

附則

- 1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から有効となります。
(新規受付の中止)
- 2 平成 27 年 1 月 30 日より着払電話機能のうちプランAの新規受付を中止しました。

附則

- 1 この改正規定は、平成 27 年 5 月 25 日から有効となります。
(別記)
- 2 別記 16 相互接続通信の接続形態と料金の取扱いを変更しました。

附則

- 1 この改正規定は、平成 28 年 2 月 1 日から有効となります。
(電話番号案内)
- 2 電話番号案内に関する料金を変更しました。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から有効となります。
(ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額の表記を変更しました。

附 則

- 1 この改正規定は、平成 28 年 9 月 1 日から有効となります。
(国際通信の取扱い)
- 2 第 33 条を変更しました。
(国際通信の取り扱い地域)
- 3 料金表A第 1 表第 2-3 (国際通信の取扱地域)、料金表B第 1 表第 2-3 (国際通信の取扱地域)、料金表C第 1 表第 2-3(国際通信の取扱地域)を変更しました。

附 則

- 1 この改正規約は、平成 29 年 1 月 16 日から有効となります。

(料金表別表)

2 インマルサットを使用した移動衛星通信サービスとの接続が一部終了したことにより、料金表を変更しました。

附則

1 この改正規定は、平成 29 年 6 月 1 日から有効となります。

(電話番号案内)

2 電話番号案内に関する料金を変更しました。